

設置の趣旨等を記載した書類
(人間科学部 児童・幼児教育学科)

目 次

1. 設置の趣旨および必要性	P. 2
2. 学部・学科等の特色	P. 10
3. 学部・学科の名称および学位の名称	P. 11
4. 教育課程の編成の考え方および特色	P. 13
5. 教育方法、履修指導方法および卒業要件	P. 27
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画	P. 33
7. 編入学の具体的計画	P. 35
8. 実習の具体的計画	P. 36
9. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	P. 43
10. 取得可能な資格	P. 44
11. 入学者選抜の概要	P. 45
12. 教員組織の編制の考え方および特色	P. 50
13. 施設、設備等の整備計画	P. 52
14. 管理運営	P. 56
15. 自己点検・評価	P. 57
16. 情報の公表	P. 58
17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	P. 63
18. 社会的・職業的自立に関する指導等および体制	P. 64

1. 設置の趣旨および必要性

1.1. 九州女子大学の建学の精神

九州女子大学の設置母体である学校法人福原学園（以下、「福原学園」という。）の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者福原軍造が掲げた「自律処行（じりつしよぎょう）」である。昭和 37（1962）年に開学した九州女子大学においても、建学の精神「自律処行」に基づき教育研究活動を行ってきた。

創設者福原軍造は、「自律処行」の「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」（『老子』（2 章））を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味付けている。そして「自律処行」の意味を「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、福原学園創立 60 周年（平成 19（2007）年）を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより一層図るため、福原軍造『寿詩集』（昭和 52（1977）年刊行）の記載に基づき、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。これを受け、九州女子大学学則第 3 条においても、「本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成する。」と明示し、在学生・教職員すべてに対し、教育活動の根幹としている。

1.2. 学科を設置する理由・必要性

昭和 37（1962）年に家政学部家政学科の単科大学として開学した九州女子大学は、その後の日本経済の成長とともに、女子の大学進学希望者が増加したこと、さらには大学卒業後に中学校または高等学校の教員として仕事に就きたいとの要請に応えるため、昭和 40（1965）年に文学部（国文学科、英文学科）を設置した。一方、昭和 41（1966）年には、併設する九州女子短期大学に新たに初等教育科を設置し、初等教育教員の養成を開始した。こうして、中学校および高等学校の教員養成は九州女子大学で、初等教育の教員養成は九州女子短期大学で行うことになった。その後も社会のニーズに対応しながら学部学科の改編を行ってきたが、本学においては、平成 13（2001）年度の改組転換によるさらなる教育改革を経て、平成 17（2005）年に人間科学部心理社会学科を設置し、臨床心理学領域を基礎に乳幼児・幼児期の発達に係る教育に特化して、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状および保育士資格の 2 免許 1 資格の取得を可能とした。

その後、平成 22（2010）年度の九州女子大学人間科学部改組において、新学科の基礎となる九州女子大学人間科学部人間発達学科を設置し、乳幼児から高齢者に至るまで全世代の人々、および障害者が豊かに共生し得る地域社会を創造・実現していくために、人間が豊かに暮らす社会・文化を創造する広い視野と学際的教養、および人間の発達についての専

専門的知識と技能を身に付けた人材を養成することを学科設置の趣旨とした。この人間発達学科の教育目標を実現するために、人間発達学専攻では、多様な人間の発達および対人援助についての専門的知識と技能を身に付け、発達諸問題に対応できる柔軟で創造的な人材の養成を目的とした。

しかし、その後、人口減少、少子・高齢化、グローバル化、さらには、AI等の急速な技術革新など、大学を取りまく社会的・経済的環境は大きく変化してきている。このような環境の変化の大きい時代において、知識・技能だけではなく、他者と協働して、問題を解決していくことができる力をも有した職業人の養成が課題となっている。

令和2(2020)年国勢調査において、福岡県は、人口が減少傾向にある九州各県の中で、唯一増加傾向にある。その中でも福岡市に人口が集中している。

一方、九州女子大学が位置する北九州市は、福岡県内では、福岡市に次いで人口が多く、令和4(2022)年2月1日現在の北九州市の人口は、929,113人(北九州市発表)であるが、しかし、人口減少率は、政令指定都市の中において高い水準にある。令和2(2020)年国勢調査と平成27(2015)年同調査と比較すると、北九州市の人口減少率は-2.31%であり、全国2位である。北九州市は、昭和54(1979)年には、約107万人になり人口のピークを迎えたが、その後は一貫して人口が減少し、平成17(2005)年には100万人を下回り、近年では、毎年約5,000人の人口の減少が続いている。

北九州市の人口減少が続く状況において、北九州市は、平成19(2007)年度より、市の基本構想、基本計画を「元気発信!北九州」プランと名付け、「人にやさしい元気な街づくり」に取り組んでいる。「元気発信!北九州」プランの基本構想では、「まちづくりは、人づくりである」という考え方のもと、「人」を最大の財産ととらえ、まちづくりの基本方針の第一に「人づくり」を掲げている。

北九州市は、「元気発進!子どもプラン(第3次計画)」(令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)を策定して、子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを行っている。同プランでは、家庭、地域、学校、企業、行政が協働して、子育て支援を行うことが必要だとし、学校においては、子どもたちの生きる力と豊かな心を育む教育の充実に努めるとともに、関係機関や地域などと連携しながら、子どもが自ら主体性をもって成長していけるよう、機能・役割の充実に努めている。

また、北九州市教育委員会は、平成21(2009)年度に策定した「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」(計画期間:平成21(2009)年度~平成30(2018)年度)の成果と課題を踏まえて、今後5年間(令和元(2019)年度~令和5(2023)年度)の方向性を示した「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を新たに策定し、「思いやりの心をもつ、自立した子どもをはぐくむ」という目標を掲げ、諸施策を推進している。このプランでは、「自立し思いやりの心をもつ子ども」、「新たな価値創造に挑戦する子ども」、「本市に誇りをもつ子ども」という3つの具体的な目指す児童像を掲げている。具体的な取り組みとしては、グローバル化に対応する英語教育の充実や、近い将来に到来が予想されている超スマート社会を見据えた教育の情報化等を新たに盛り込んでいる。また、児童一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるよう、学校・教職員と教育委員会とが、互いにコミュニケーションを図り、目標を共有し、一体となって取り組みを進めている。乳幼児期・児童期の教育・保育の充実に力を入れている北九州市において教育研究活

動を行っている本学は、地域の人材養成のニーズに応えるべく、地元の北九州市と連携、協力関係を強化していきたいと考えている。

これまで九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻では、多様な人間の発達および対人援助についての専門的知識と技能を身に付け、発達諸問題に対応できる柔軟で創造的な人材の養成を行ってきた。このような人材養成の観点とともに、上述の社会状況や地域特性に鑑みて必要となるのは、地域・社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者の養成である。この教育者・保育者は、家庭、地域、企業、行政と協働して小学校、幼稚園、保育所（園）といった組織において、多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する職業人である。

そこで、これまでの本学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻において展開してきた発達学および教育学を基盤とした教育体制を維持しつつ、職業人として児童・幼児に対する教育に携わる人材を養成するという観点を重視して、令和 5（2023）年度に「児童・幼児教育」という語を冠した学科である児童・幼児教育学科を設置するものである。

児童・幼児教育学科は、これまでの人間科学部人間発達学科人間発達学専攻と同様、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校一種免許状を取得できる教育課程を編成する。また、これまでと同様、保育士の資格の取得を可能にすることにより、多くの保育所、認定こども園等が設置されている地域社会において必要な人材ニーズにも応えられるようにする。

1.3. 児童・幼児教育学科における教育上の目的

これまで九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻では、人間が豊かに暮らす社会・文化を創造する学際的教養を備え、人間の発達についての専門領域の知識と技能を身に付け、乳幼児から高齢者に至るまで全世代の人々、および障害者が豊かに共生しうる地域社会を創造・実現していく人材を養成するという教育目標のもと、多様な人間の発達および対人援助についての専門的知識と技能を身に付け、発達諸問題に対応できる柔軟で創造的な人材の養成を行ってきた。

如上の人材養成の観点は今後も継続すべき観点であるが、それとともに必要となるのは、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、乳幼児から児童期の子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者の養成である。加えて、家庭、地域、企業、行政と協働して子どもの育成を支援するという視野を有して、小学校、幼稚園、保育所（園）といった組織において、多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する職業人を養成することも求められる。

上記のような人材ニーズに応じて、このたび設置する児童・幼児教育学科では、以下のような人材を養成する。

- (1) 幅広い教養、ならびに子どもの教育と発達支援についての専門領域の知識と技能を身に付け、児童・幼児一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができる教育者・保育者を養成する。

- (2) 高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者を養成する。
- (3) 多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有して、社会において多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する教育者・保育者を養成する。

上記(1)～(3)の人材養成を行うにあたり、学生に修得させたい能力は、以下の(ア)～(オ)の能力である。

(ア) 幅広い教養を身に付けている。

教養とは、狭義には、社会において活動するのに必要な人文・社会・科学の諸分野についての知識・技能を指すが、現代の社会において活動するためには、外国語運用、情報処理等の知識・技能も必要となる。この能力は、人文科学・社会科学・自然科学の幅広い分野にわたって体系的に把握しようとし、その把握した内容を活用できる基礎的な能力であり、外国語運用、情報処理等の知識・技能も含めたリテラシーと言えるものである。

(イ) 専門領域の知識・技能を身に付けている。

子どもの教育と発達支援に関する専門領域の知識・技能や、子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を培う。

(ウ) 教育者・保育者としてのコミュニケーション能力を身に付けている。

家庭、地域、企業、行政と協働して小学校、幼稚園、保育所(園)といった組織において活躍するためには、コミュニケーション能力が必要となる。ここでいうコミュニケーション能力とは、口頭言語によるコミュニケーションのみを指すのではなく、情報機器等を用いたプレゼンテーション能力や文書作成能力、課題解決を他者と協働して円滑に進めるための調整能力も含むものである。

(エ) 教育・保育に関する課題に取り組むことが可能な課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。

児童・幼児に対する教育を行うにあたって生じる課題を解決するために、その課題を適切に把握し、所属する組織の中で共有する能力が求められる。また、多様な人々と協働して課題を発見し、適確に位置付け、解決するためには、他者が理解できるための論理を構築する能力も必要である。

(オ) 高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協働する力を身に付けている。

児童・幼児に対して倫理や良心、社会のルールの重要性を指導するためには、教育者・保育者自身が高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従う心的態度を持たなければならない。学校教育法第83条に定めているように、大学の目的の1つに道徳的能力を展開させることが挙げられるが、この能力は、児童・幼児の教育に携わる教育者・保育者を目指す学生に修得させなければならない能力であると言える。また、家庭、地域、企業、行政と協働して子どもの育成を支援するにあたっては、上記の能力をもって誠実に行動する必要がある。高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従う能力

は、学生に修得させるべき協働性の基礎となるものである。

1.4. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、ならびに、養成する人材像や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関連

児童・幼児教育学科の人材養成方針ならびに教育上の目的は上記の通りであるが、この人材養成方針、教育上の目的を踏まえ、児童・幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように規定する。

《児童・幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）》

- ① 教育者・保育者として相応しい教養を備え、専門領域の知識・技能を身に付けている（知識・技能）。
- ② 教育者・保育者としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている（思考力・判断力・表現力）。
- ③ 教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている（思考力・判断力・表現力）。
- ④ 教育者・保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている（主体性・協働性・倫理性）。

上記の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については、文部科学省が三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定する参考指針として示した「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」の基本的な考え方に基づき、学是および「人材養成及び教育研究上の目的」を踏まえている。さらに、学校教育法第83条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」に見える道徳的能力の展開の重要性に鑑み、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従うことを、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に取り入れている。

この卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、養成する人材像や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と関連を有する。

まず、養成する人材像については、「1.3 児童・幼児教育学科における教育上の目的」において、児童・幼児教育学科が養成すべき教育者・保育者について述べたが、おおよそ、(1)幅広い教養、ならびに人間の発達についての専門領域の知識と技能を身に付け、児童・幼児一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができる教育者・保育者、(2)高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者、(3)多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有して、社会において多岐にわたる

教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する教育者・保育者、にまとめられる。

上に掲げた児童・幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、上記（1）～（3）の養成する人材像を、学力の3要素、ならびに高等教育における道徳的能力の展開の必要性、という観点から整理し直したものである。①の「教育者・保育者として相応しい教養を備え、専門領域の知識・技能を身に付けている」は、上記の養成する人材像の（1）で記載した、幅広い教養、ならびに人間の発達についての専門領域の知識と技能を身に付けることに対応する。

続いて、②の「教育者・保育者としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている」は、上記（3）で記載した、多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有することに関連して規定したものであり、③の「教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている」は、上記（3）で記載した、社会において多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決することと相関がある。

また、④の「教育者・保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている」は、上記（1）に記載した、乳幼児から高齢者に至るまで全世代の人々、および障害者が豊かに共生しうる地域社会を創造・実現していくこと、および、上記（2）で記載した、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従うこと、上記（3）で記載した、多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有することに関連して規定したものである。

次に、児童・幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、教育内容、教育方法、教育評価の3つの観点から構成される。教育内容の観点として、（1）〈キャリア教育科目〉を含めた〈総合共通科目〉を配置し、〈児童教育コース〉と〈幼児教育・保育コース〉の2コースで構成し、教育者・保育者として必要な子どもの教育および発達支援に関する専門的知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する、（2）〈専門教育科目〉は、〈学部共通科目〉、〈学科共通科目〉、〈コース科目〉および〈ゼミナール科目〉に区分し、〈学科共通科目〉を〈初等教育領域〉、〈特別支援領域〉の2領域、コース科目を〈児童教育コース〉、〈幼児教育・保育コース〉の2コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるように科目を配置する、（3）専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実習の科目を適切に配置する、の3点が挙げられる。また、教育方法については、（4）主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する、（5）講義・演習・実習の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する、（6）卒業研究（「キャリア発展ゼミナール」）は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する、の3点が挙げられる。これらの（1）～（6）の方針によって行った教育を、適切に評価を行う。すなわち、教育評価の観点として、シラバスによってその内容と位置づけを明確にして、成績評価基準に基づき単位を付与し、4年間の学修成果を卒業要件の各区分単位を満たしたことにより認定する。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、基本的に教育課程編成・実施

の方針（カリキュラム・ポリシー）の教育内容、教育方法の全体と関連するが、その関連の度合いは項目によって差がある。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の①「教育者・保育者として相応しい教養を備え、専門領域の知識・技能を身に付けている（知識・技能）」は、上記の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の(1)(2)(3)と関連し、②「教育者・保育者としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている（思考力・判断力・表現力）」は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の(4)(5)に関連する。また、③「教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている（思考力・判断力・表現力）」は、上記教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の(5)(6)に関連し、④「教育者・保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている（主体性・協働性・倫理性）」は、上記教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の(4)(5)に関連する。

以上の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と、養成する人材像や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関連を表にまとめると、表1のようになる。

表 1 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と、養成する人材像、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との相関

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	相関する養成人材像	相関する教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
①教育者・保育者として相応しい教養を備え、教育者・保育者として相応しい専門領域の知識・技能を身に付けている	(1)幅広い教養、ならびに子どもの教育と発達支援についての専門領域の知識と技能を身に付け、児童・幼児一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができる教育者・保育者	(1)キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、児童教育コースと幼児教育・保育コースの2コースで構成し、教育者・保育者として必要な子どもの教育および発達支援に関する専門的知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する (2)専門教育科目は、学部共通科目、学科共通科目、コース科目およびゼミナール科目に区分し、学科共通科目を初等教育領域、特別支援領域の2領域、コース科目を児童教育コース、幼児教育・保育コースの2コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるように科目を配置する (3)専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実習の科目を適切に配置する
②教育者・保育者としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている	(3)多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有する教育者・保育者	(2)専門教育科目は、学部共通科目、学科共通科目、コース科目およびゼミナール科目に区分し、学科共通科目を初等教育領域、特別支援領域の2領域、コース科目を児童教育コース、幼児教育・保育コースの2コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるように科目を配置する (4)主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する (5)講義・演習・実習の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する
③教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている	(3)社会において多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する教育者・保育者	(2)専門教育科目は、学部共通科目、学科共通科目、コース科目およびゼミナール科目に区分し、学科共通科目を初等教育領域、特別支援領域の2領域、コース科目を児童教育コース、幼児教育・保育コースの2コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるように科目を配置する (5)講義・演習・実習の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する (6)卒業研究（「キャリア発展ゼミナール」）は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する
④教育者・保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている	(2)高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者 (3)多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有する教育者・保育者	(1)キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、児童教育コースと幼児教育・保育コースの2コースで構成し、教育者・保育者として必要な子どもの教育および発達支援に関する専門的知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する (4)主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する (5)講義・演習・実習の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する

1.5. 児童・幼児教育学科において研究対象となる中心的な学問分野

小学校、幼稚園、特別支援学校の教員、ならびに、保育所の保育士の養成を主たる目的とする児童・幼児教育学科において、教育・研究の対象となる中心的な学問分野は、教育学関連分野、各初等教科教育学関連分野、特別支援教育学関連分野である。

(1) 教育学関連分野

教育制度論、教育課程論、教職概論、教育心理学、発達心理学等の教育研究を行い、小学校、幼稚園、特別支援学校の教員、または、子どもの発達・学習に関わる人材としての資質を向上させる。

(2) 各初等教科教育学関連分野

国語科教育学、社会科教育学、数学教育学、理科教育学等の教科教育研究を行い、小学校教員または子どもの発達・学習に関わる人材の教科教授力を高める。

(3) 特別支援教育学分野

特別支援教育学、障害者心理学、児童福祉学等の教育研究を行い、乳幼児から児童期に至るまでの子どもと障害者が豊かに共生し得る地域社会に寄与できる人材の根本的な資質を向上させる。

(4) 幼児教育・保育学分野

幼児発達学、児童保育学、児童環境学等の教育研究を行い、子どもの健全な発育・発達ならびに家庭支援に寄与できる人材としての資質を向上させる。

2. 学部・学科等の特色

2.1. 児童・幼児教育学科が重点的に取り組む機能

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17（2005）年1月）において示された「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」では、大学が併有する7つの機能として、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会的貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）が挙げられた。

先に、「1.3 児童・幼児教育学科における教育上の目的」において、児童・幼児教育学科が養成すべき教育者・保育者について述べたが、当該学科が養成する人材像は、おおよそ、(1)幅広い教養、ならびに子どもの教育と発達支援についての専門領域の知識と技能を身に付け、児童・幼児一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができる教育者・保育者、(2)高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者、(3)多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有して、社会にお

いて多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する教育者・保育者、にまとめられる。また、「1.4. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、ならびに、養成する人材像や教育課程編成・実施の方針との相関」において、児童・幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（①～⑤）を掲げた。

児童・幼児教育学科が養成する人材像、ならびに、当該学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に鑑みて、児童・幼児教育学科は、大学が併有する7つの機能の中で、③幅広い職業人養成についての機能を重点的に担う。現在の社会状況や地域特性を勘案すると、地域・社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者の養成が必要である。この教育者・保育者は、家庭、地域、企業、行政と協働して小学校、幼稚園、保育所（園）といった組織において、多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する職業人である。児童・幼児教育学科は、教育者・保育者としての専門性を身に付けた職業人を養成するという特色を有する学科として位置付けられる。

2.2. 児童・幼児教育学科と人間科学部他学科との関連性

児童・幼児教育学科は、これまでの九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻において展開してきた発達学および教育学を基盤とした教育体制を維持しつつ、職業人として児童・幼児に対する教育に携わる人材を養成するという観点を重視した学科である。

このたびの児童・幼児教育学科の設置は、九州女子大学人間科学部人間発達学科に設置している2専攻のうち、人間発達学専攻を改編するものである。併せて、もう1つの専攻である人間基礎学専攻については、令和5（2023）年度に心理・文化学科への改編を計画している。児童・幼児教育学科は、1.3.「(1) 児童・幼児教育学科における教育上の目的」で述べたように、教育者・保育者の養成をさらに強化するという観点から設置するものである。一方、心理・文化学科は、これまで人間科学部人間発達学科人間基礎学専攻において取り組んできた公認心理師の養成、ならびに、中学校・高等学校の国語科教員養成をさらに強化したものである。今回の九州女子大学人間発達学科の組織改編は、これまで取り組んできた人間発達学科における職業人養成の機能をより強化し、高等教育機関としての特色をより明確にするものであり、地域の人材ニーズに応じた教育研究活動を展開するにあたり必要な改編である。

3. 学部・学科の名称および学位の名称

3.1. 学部、学科の名称

上述した学科設置の趣旨ならびに人材養成の方針および教育研究上の目的を踏まえ、このたび設置する学科の名称を「児童・幼児教育学科」にする。

九州女子大学人間科学部児童・幼児教育学科の人材養成の方針・教育研究上の目的は、当該学科の基礎となる九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻の人材養成方針・教育研究上の目的を継承・発展させたものである。

これまで本学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻では、多様な人間の発達および対人援助についての専門的知識と技能を身に付け、発達諸問題に対応できる柔軟で創造的な人材の養成を行ってきた。このような人材養成の観点とともに、現在の社会状況や地域特性を勘案して求められる観点は、地域・社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者の養成である。この教育者・保育者は、家庭、地域、企業、行政と協働して小学校、幼稚園、保育所（園）といった組織において、多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する職業人である。

そこで、これまでの本学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻において展開してきた発達学および教育学を基盤とした教育体制を維持しつつ、職業人として児童・幼児に対する教育に携わる人材を養成するという観点を重視して、このたび設置する学科名称を「児童・幼児教育学科」とするものである。

人間科学部、ならびに児童・幼児教育学科の英訳名称は下記のとおりである。

人間科学部 : Faculty of Human Sciences

児童・幼児教育学科 : Department of Early childhood and Elementary Education

3.2. 学位の名称

九州女子大学の初等教育の教員養成については、平成 17（2005）年の人間科学部心理社会学科の設置に伴い、臨床心理学領域を基礎にして乳幼児・幼児期の発達に係る教育を開始した。こうした経緯から、本学では初等教育の教員養成においても人間の科学的・文学的な観点を含むことから、授与する学位を「学士（文学）」として初等教育の教員養成を行ってきた。

このたび設置する九州女子大学人間科学部児童・幼児教育学科は、これまでの人間科学部人間発達学科人間発達学専攻と同様、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校一種免許状を取得できる教育課程を編成する。また、これまでと同様、保育士の資格の取得を可能にすることにより、多くの保育所（園）、認定こども園等が設置されている地域社会において必要な人材ニーズにも応えられるようにする。

これに先立ち、上記と同様の人材養成を行うべく、令和 2（2020）年度開設を目指して、「九州女子大学人間科学部児童発達学科」の設置届出を計画し、平成 31（2019）年 1 月に設置に係る事前相談を行ったところ、「新設の児童発達学科の主たる学位の分野については、「教育学・保育学関係」であることから、届出要件を満たしていないため、設置認可申請を行うこと」という理由により、設置届出が不可であるという結果が出た。

この設置に係る事前相談の結果を受け、このたび設置する児童・幼児教育学科の学位の分野を「文学関係」から「教育学・保育学関係」に変更し、学位の名称も、人間発達学科人間発達学専攻の学位の名称「学士（文学）」から、「学士（教育学）」に変更するものであるが、この変更は、もちろん、単なる受身的な変更ではない。設置に係る事前相談の結果を受けて、地域に根ざした大学を目指す本学は、北九州において初等教育に係る教員養成を行う意義、およびその意義に適う教育体制について検証を行った。その検証によって得られた結論は、おおよそ、(a)北九州市内で唯一小学校教諭一種免許状を取得することが可能な大学である本学は、北九州市の地域特性に鑑みて児童・幼児の教育・保育に携わ

る職業人である教育者・保育者の養成を引き続き行う必要があること、(b)教育者・保育者を養成するにあたり、高等教育機関が併有すべき職業人養成の機能をより強化する必要があること、(c)職業人としての教育者・保育者の養成の機能をより強化するために、本学教員の教育研究力を向上させる必要があること、という点にまとめられる。

如上の検証を踏まえて、ここ3年の間に、本学は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を見直しを行うとともに、本学教員の教育研究力の向上を含め、学位を変更するに適した教育体制の構築に努めてきた。この検証・改善を経て、このたび学位の変更を行うものである。

児童・幼児教育学科の学位の英語名称は下記のとおりである。

児童・幼児教育学科の学位：学士（教育学） Bachelor of Education

4. 教育課程の編成の考え方および特色

4.1. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、ならびに養成する人材像や卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との相関

児童・幼児教育学科の教育課程は、子どもの教育および発達支援に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた教育者・保育者となる人材の養成に基づいて編成するものであるが、当該学科の教育課程は、九州女子大学の教育課程の中で位置付けられるものである。

九州女子大学の教育課程は、〈総合共通科目〉〈専門教育科目〉〈自由選択科目〉〈留学生特別科目〉の科目区分から成る（以下、本文中の科目区分、科目領域、コースの名称を〈 〉で示す）。このうち、〈総合共通科目〉〈自由選択科目〉〈留学生特別科目〉の3科目区分は、基本的に全学共通の科目によって編成されている。九州女子大学の各学科の教育課程の特徴は、主に〈専門教育科目〉に現れるが、この〈専門教育科目〉とともに、〈総合共通科目〉に配置する諸科目も、九州女子大学の学生として学修すべき科目が配置されており、児童・幼児教育学科の教育課程においても重視すべき科目区分である。児童・幼児教育学科では、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状と保育士資格を取得するために、〈総合共通科目〉に配置している共通教育の科目を基盤に、〈専門教育科目〉における理論・概論、指導法、実践に係る科目を順次的に配置している。そのうえで、当該学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の実現に向けて、子どもの教育、ならびに、発達支援、という2つの視点を明確化し、かつ有機的に働く教育課程を編成するものとする。なお、取得できる免許・資格が多岐にわたるため、学生は所属するコースの推奨する免許・資格（〈児童教育コース〉は、1)小学校教諭一種免許状、2)小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状、の2種類、また、〈幼児教育・保育コース〉は、1)幼稚園教諭一種免許状、2)幼稚園教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状、3)幼稚園教諭一種免許状と保育士資格、の3種類）の取得を目指せるように適切な科目を配置する。

児童・幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を以下のよう
に規定する。

《児童・幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）》

【教育内容】

1. 〈キャリア教育科目〉を含めた〈総合共通科目〉を配置し、〈児童教育コース〉と〈幼児教育・保育コース〉の2コースで構成し、教育者・保育者として必要な子どもの教育および発達支援に関する専門的知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する。
2. 〈専門教育科目〉は、〈学部共通科目〉、〈学科共通科目〉、〈コース科目〉および〈ゼミナール科目〉に区分し、〈学科共通科目〉を〈初等教育領域〉、〈特別支援領域〉の2領域、コース科目を〈児童教育コース〉、〈幼児教育・保育コース〉の2コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるように科目を配置する。
3. 専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実習の科目を適切に配置する。

【教育方法】

1. 主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する。
2. 講義・演習・実習の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。
3. 卒業研究（「キャリア発展ゼミナール」）は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。

【教育評価】

1. 各授業は、シラバスによってその内容と位置付けを明確にし、成績評価基準に基づき単位を付与する。
2. 4年間の学修成果は、卒業要件の各区分単位を満たしたことにより認定する。

児童・幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、教育内容、教育方法、教育評価の3つの観点から構成される。この教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、児童・幼児教育学科の養成する人材像や卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と相関を有する。児童・幼児教育学科が目指す児童・幼児を対象とした教育・保育を行う職業人の養成を達成するための最適な内容・方法の方針を挙げるとともに、学生の学修成果を適確に把握するための評価の方針を掲げている。

児童・幼児教育学科の養成する人材像は、「1.3 児童・幼児教育学科における教育上の目的」で述べたように、(1)幅広い教養、ならびに子どもの教育と発達支援についての専門領域の知識と技能を身に付け、児童・幼児一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができる教育者・保育者を養成する、(2) 高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者を養成する、(3) 多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有して、社会において多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する教育者・保育者を養成する、の3点であるが、これら3点は、基本

的に教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の教育内容、教育方法の全体と相関するが、その相関の度合いは項目によって差がある。その差を勘案して、明示すると、表2のようになる。

表2 児童・幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と養成する人材像との相関

	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)	養成する人材像
教育内容	1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、児童教育コースと幼児教育・保育コースの2コースで構成し、教育者・保育者として必要な子どもの教育および発達支援に関する専門的知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する。	(1) 幅広い教養、ならびに子どもの教育と発達支援についての専門領域の知識と技能を身に付けた教育者・保育者 (2) 高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従える教育者・保育者
	2. 専門教育科目は、学部共通科目、学科共通科目、コース科目およびゼミナール科目に区分し、学科共通科目を初等教育領域、特別支援領域の2領域、コース科目を児童教育コース、幼児教育・保育コースの2コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるように科目を配置する。	(3) 多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有して、社会において多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する教育者・保育者
	3. 専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実習の科目を適切に配置する。	(1) 児童・幼児一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができる教育者・保育者 (2) 子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者
教育方法	1. 主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する。	(2) 子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者
	2. 講義・演習・実習の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。	(3) 多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有して、社会において多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する教育者・保育者
	3. 卒業研究（「キャリア発展ゼミナール」）は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。	(1) 児童・幼児一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができる教育者・保育者 (2) 子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者

児童・幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と養成する人材像との相関は、上表のようになる。基本的に教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の教育内容、教育方法の全体と相関するが、その差を明示したのが表2である。養成する人材像と児童・幼児教育学科の教育課程の相関も同様である。すなわち、

基本的に養成する人材像は教育課程の全体と関連するが、その関連の度合いは項目によって差が見える。表3は、児童・幼児教育学科における養成する人材像と科目区分等との主な関連を表したものである。

表3 児童・幼児教育学科の養成する人材像と科目区分等との関連

養成する人材像	関連する主な科目区分等
(1) 幅広い教養、ならびに子どもの教育と発達支援についての専門領域の知識と技能を身に付け、児童・幼児一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができる教育者・保育者	○学部共通科目 ○学科共通科目 ○コース科目
(2) 高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、子どもたちと障害者が共生し得る地域や社会のために主体的に貢献できる能力を身に付けた教育者・保育者	○総合共通科目 教養教育科目 歴史・社会領域「人権・同和教育」 ○総合共通科目 教養教育科目 人間・環境領域「共生社会を生きる」 ○総合共通科目 キャリア教育科目 キャリアデザイン領域「キャリア基礎演習Ⅰ」「キャリア基礎演習Ⅱ」「キャリア基礎演習Ⅲ」など
(3) 多様な考えを有する人々と協働して、子どもの育成を支援するという視野を有して、社会において多岐にわたる教育・保育に関する課題を解決しつつ活躍する教育者・保育者	○総合共通科目 教養教育科目 人間・環境領域「共生社会を生きる」 ○総合共通科目 キャリア教育科目 キャリアデザイン領域「キャリア基礎演習Ⅰ」「キャリア基礎演習Ⅱ」「キャリア基礎演習Ⅲ」 ○専門教育科目 ゼミナール科目「キャリア発展ゼミナール」など

「1.4 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、ならびに、養成する人材像や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関連」において、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）について、①教育者・保育者として相応しい教養を備え、専門領域の知識・技能を身に付けている（知識・技能）、②教育者・保育者としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている（思考力・判断力・表現力）、③教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている（思考力・判断力・表現力）、④教育者・保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている（主体性・協働性・倫理性）、と規定した。これらの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、基本的に教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の教育内容、教育方法の全体と関連するが、その関連の度合いは項目によって差がある。その差を勘案して、明示すると、表4のようになる。

表4 児童・幼児教育学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の相関

	教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)	卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)
教育内容	1. キャリア教育科目を含めた総合共通科目を配置し、児童教育コースと幼児教育・保育コースの2コースで構成し、教育者・保育者として必要な子どもの教育および発達支援に関する専門的知識と技能を体系的に学ぶことができるように科目を配置する。	①教育者・保育者として相応しい教養を備えている。 ①教育者・保育者として相応しい専門領域の知識・技能を身に付けている。 ④教育者・保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従うことができる。
	2. 専門教育科目は、学部共通科目、学科共通科目、コース科目およびゼミナール科目に区分し、学科共通科目を初等教育領域、特別支援領域の2領域、コース科目を児童教育コース、幼児教育・保育コースの2コースで構成し、基礎的内容から応用・発展的内容まで、体系的に学べるように科目を配置する。	①教育者・保育者として相応しい専門領域の知識・技能を身に付けている ②教育者・保育者としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている。 ③教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。
	3. 専門的な知識と技能をより深く理解できるように演習・実習の科目を適切に配置する。	①教育者・保育者として相応しい専門領域の知識・技能を身に付けている
教育方法	1. 主体的・能動的な学修態度を育むために、学生参加型学習、グループワークなど双方向型の教育方法を実施する。	②教育者・保育者としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている。 ④教育者・保育者として、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている。
	2. 講義・演習・実習の授業形態に応じて、アクティブ・ラーニングを取り入れ、協働性を身に付けるとともに、課題解決能力を育成する。	②教育者・保育者としてのコミュニケーション・スキルを身に付けている。 ③教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。 ④教育者・保育者として、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている。
	3. 卒業研究（「キャリア発展ゼミナール」）は、身に付けた知識・論理的思考力・分析力を活用し、自らの選んだ研究の成果が実を結ぶようにきめ細やかな指導を実施する。	③教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている。

児童・幼児教育学科卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程についても、その相関は全体に及ぶものであるが、その度合いもまた項目によって差が存在する。卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と科目区分等についてまとめたのが、表5である。

表5 児童・幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と科目区分との相関

卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)	相関する主な科目区分等
①教育者・保育者として相応しい教養を備え、 専門領域の知識・技能を身に付けている	○総合共通科目の教養教育科目、言語・異文化理解科目、 情報教育科目 ○専門教育科目の学部共通科目、学科共通科目、コース科目など
②教育者・保育者としてのコミュニケーション ・スキルを身に付けている	○総合共通科目の言語・異文化言語科目、情報処理科目、 キャリア教育科目 ○専門教育科目のゼミナール科目
③教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けている	○総合共通科目の情報教育科目、キャリア教育科目（キャリアデザイン領域、キャリア発展領域） ○専門教育科目のゼミナール科目、「国語科指導法」など
④教育者・保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協力して、地域や社会の発展のために主体的に貢献できる力を身に付けている	○総合共通科目の「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」「人権・同和教育」「共生社会を生きる」 ○専門教育科目のゼミナール科目、「教育実習事前事後指導」「初等教育実習Ⅰ」～「初等教育実習Ⅲ」など

児童・幼児教育学科は、以上のように、養成する人材像や卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）や科目区分との相関がある。

4.2. 科目区分の設定、およびその理由

九州女子大学の教育課程は、大きく、〈総合共通科目〉〈専門教育科目〉〈自由選択科目〉〈留学生特別科目〉の科目区分から成る。このうち、〈総合共通科目〉〈自由選択科目〉〈留学生特別科目〉の3科目区分は、基本的に全学共通の科目が配置されており、〈専門教育科目〉は、各学科の専門教育に係る科目が配置されている。この科目区分、ならびに、下位区分を図示すると、表6のようになる。

表6 人間科学部 児童・幼児教育学科の科目区分

科目区分		
総合共通科目	教養教育科目	文化・芸術領域 歴史・社会領域 人間・環境領域
	言語・異文化理解科目	
	情報教育科目	
	健康教育科目	
	キャリア教育科目	キャリアデザイン領域 キャリア発展領域
専門教育科目	学部共通科目	
	学科共通科目	初等教育領域 特別支援教育領域
	コース科目	児童教育コース 幼児教育・保育コース
	ゼミナール科目	
自由選択科目		
留学生特別科目		

〈総合共通科目〉は、基本的に全学で開講する科目であり、九州女子大学の学生全員が受講することが可能な科目である。共通教育において学修すべき学的領域は、教養のみに留まるものではなく、キャリア教育、健康に資する科目をも含むものである。また、教養に関して言えば、教養は、狭義には、現代社会において活動するのに必要な人文・社会・科学の諸分野についての知識・技能を指すと言える。だが、現代の社会において活動するためには、外国語運用や情報処理等の知識・技能も必要となる。教養は、高等教育を受けた者が持つべき、人文・社会・科学の幅広い分野にわたって体系的に把握しようとし、その把握した内容を活用できる基礎的な能力である。そこで、九州女子大学の学生が修得すべきこれらの科目を〈総合共通科目〉として配置した。

〈総合共通科目〉は、〈教養教育科目〉〈言語・異文化理解科目〉〈情報処理科目〉〈健康教育科目〉〈キャリア教育科目〉から成る。さらに、〈教養教育科目〉は、〈文化・芸術領域〉〈歴史・社会領域〉〈人間・環境領域〉の3領域から成り、〈キャリア教育科目〉は〈キャリアデザイン領域〉〈キャリア発展領域〉から成る。この科目区分の詳細は、「4.8 教養教育の実施方針、教育課程編成上の具体的工夫」において記載する。

〈専門教育科目〉は、児童・幼児教育学科の専門分野に直接関わる科目区分を4つの区分に分けて設定する。これらの科目区分は、児童・幼児教育学科の設置の趣旨、教育理念および養成する人材像をもとに、子どもの教育および発達支援に修得すべき必要な科目、教員免許状および保育士資格を取得するために必要不可欠な専門科目を体系的、かつ系統的に配置している。

〈自由選択科目〉は、司書や司書教諭の資格の取得を希望する者や卒業後に公務員の職に就くことを希望する者のための科目等を配置し、学生が自由に選択できるように構成する。〈留学生特別科目〉は、外国人留学生のみを対象とした科目区分であり、日本語能力の向上や日本の文化・社会の理解のために配置する。

このように、「子どもの教育および発達支援に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材を養成する」という人材養成の方針のもとに、総合共通科目等と専門教育科目を体系的に配置した教育課程を編成する。

4.3. 各科目区分の科目構成とその理由

児童・幼児教育学科の〈専門教育科目〉は、〈学部共通科目〉〈学科共通科目〉〈コース科目〉〈ゼミナール科目〉によって構成する。以下、各科目区分の科目構成とその理由について述べる。

〈学部共通科目〉は、人間科学部の児童・幼児教育学科と心理・文化学科（心理文化学科は、設置届出の予定）に在籍する学生が受講できる科目である。人間科学部の教育目的である「子どもの教育および発達支援に関する学問領域と人間の心理・文化に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、各専門分野の知識・技能と幅広い教養を身に付けた人材を養成する」ことを達成するという観点から、子どもの教育上必要不可欠な基礎的な知識を成す言語・学習、発達や心理等、児童・幼児教育学科と心理・文化学科の学生にとって、共通して修得すべき知識を学ぶ科目として配置する。「人間科学概論」「学習・言語心理学」「心理学概論」「発達心理学」「コミュニケーション概論」「社会調査法」「教育・学校心理学」の7科目で構成する。

〈学科共通科目〉は、〈初等教育領域〉と〈特別支援教育領域〉の2領域に分けられ、本学科が主たる目的とする小学校・幼稚園教諭一種免許状および特別支援学校教諭一種免許状に必要な専門性を持つ科目で構成する。そのうち、〈初等教育領域〉は、幼稚園教諭一種免許状と小学校教諭一種免許状の取得に必要な教育職員免許法施行規則に定める科目区分における教育の基礎的理解に関する科目（「教育原論」「教職概論」「特別教育支援論」「教育方法・技術論（情報通信技術の活用を含む。）」「教育課程論（初等）」など）と教育実習等（「事前事後指導」「教職実践演習（初等）」）の教育実践に関する科目で構成し、教育職員としての基盤を固めることを目的とする。次に、〈特別支援教育領域〉は、特別支援教育の基礎理論（「障害者教育総論Ⅰ」「障害者教育総論Ⅱ」）や特別支援教育領域に関する科目（「知的障害者の心理・生理・病理」「肢体不自由者の心理・生理・病理」「病弱者の心理・生理・病理」など）および指導法に関する科目（「知的障害者指導法」「肢体不自由者指導法」「病弱教育」など）、特別支援教育領域以外の領域に関する科目（「視覚障害教育総論」「聴覚障害教育総論」「発達障害教育総論」など）ならびに、特別支援学校教育実習関連科目で構成し、特別支援学校教員の養成を図ることにより、特別支援学校教諭一種免許状を取得しない学生が特別支援を要する子どもへの理解を深めるため選択科目として学修できるように〈特別支援領域〉を配置する。

〈コース科目〉は、〈児童教育コース〉と〈幼児教育・保育コース〉の2コースで構成する。〈児童教育コース〉の科目においては、小学校教諭一種免許状の取得に必要な教育職員免許法施行規則に定める科目区分のうち、各教科（国語、算数、理科、体育、社会、児童英語、楽器、音楽基礎等）およびこれらの教科の指導法に関する科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の指導法および生徒指導、教育相談等に関する科目で構成する当該コースの科目は、教育者として必要な専門性の高い知識・技能や教育活動において求

められる指導力を育成する科目として位置付けられている。〈幼児教育・保育コース〉の科目においては、認定こども園の増加等の要因により、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格の両方の免許・資格を持つ人材が社会現場で多く求められていることから、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な領域および保育内容の指導法に関する科目（保育内容指導法5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）等）や教育職員免許法施行規則に定める必要な関連科目「保育原理Ⅰ」「保育原理Ⅱ」「保育計画総論」「幼児理解・相談論」および厚生労働省告示第216号に定める保育士資格取得に必要な科目（「保育者論」「子どもの家庭福祉Ⅰ」「子どもの家庭福祉Ⅱ」「子どもの家庭支援の心理学」「障害児保育」「子どもの健康と安全」「保育実習」「施設実習」など）で構成する。

〈ゼミナール科目〉は、「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」と「キャリア発展ゼミナール」で構成する。2年次前期開講科目の「ゼミナールⅠ」は、情報収集の実践に重点を置き、2年次後期開講科目「ゼミナールⅡ」は、多面的な情報収集の手法の習得、要約・分析の実践に重点を置く。3年次開講科目「ゼミナールⅢ」「ゼミナールⅣ」においては、グループで情報収集・要約・分析、発表を行うことに重点を置く。「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」は、教育者・保育者として必要な課題発見力、論理的思考力、主体性・協働性およびコミュニケーション力等の知識とスキルを高めることを目指した科目であり、同一科目の複数開講となるが、組織的、均一的に授業運営がなされる。4年次開講科目である「キャリア発展ゼミナール」は、総合共通科目のキャリア教育科目キャリアデザイン領域に配置している演習科目「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」で学修した内容と、〈専門教育科目〉の〈ゼミナール科目〉に配置している演習科目「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」で学修した内容を統合した科目であり、担当教員の指導を受けながら4年次で学修する内容を学修ポートフォリオとしてまとめるとともに、卒業研究を作成する。担当教員は、担当した学生の学修ポートフォリオを参照して、学生の学修内容に適した卒業研究の指導を行い、児童・幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の実現を図る。

以上のように、児童・幼児教育学科では、〈専門教育科目〉を4つに区分してそれぞれ科目構成することにより、基礎知識・技能を修得すると同時に実践的指導力を身に付けた教育者・保育者の養成を図る。

4.4. 新学科設置の趣旨ならびに新学科の特色を実現するための科目の対応関係

児童・幼児教育学科では、今回の改組をとおして、学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の実現に向けて子どもの教育と発達支援というこの2つの視点を明確化し、かつ有機的に働く教育課程を編成する。なお、取得できる免許・資格が多岐にわたるため、学生は所属するコースの推奨する免許・資格に注力し、複数の免許・資格の取得を奨励できるよう科目を配置している。

また、教育方針の特色は、7頁「2.1. 児童・幼児教育学科が重点的に取り組む機能」で述べたように、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17（2005）年1月）で示された大学の7つの主な機能のうち、特に「幅広い職業人養成」を重点的に担い、

教育者・保育者養成に主軸を置いた学科として、社会的貢献機能のうち、地域教育の振興と人材養成への貢献につながる機能を果たすこととしている。

すなわち、「幅広い職業人養成」については、本学科の主目的である、小学校、幼稚園、特別支援学校の教員ならびに保育士養成を意図したものであり、これまで述べてきた 10 頁 4.1 から 17 頁 4.3、次の 4.5 で述べる内容のとおり、本学科の教育課程の特色である複数免許状取得が可能とするため、特定の科目区分や領域の学修に限定されない、4 年間の教育課程全体の学修の成果として結実するものとする。

4.5. 必修科目・選択科目の構成とその理由

児童・幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の実現を図るため、以下の基本的な考えに基づいて必修科目・選択科目を設ける。児童・幼児教育学科では、小学校・幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状と保育士資格を取得できるように教育課程を編成するが、取得できる免許・資格が多岐にわたるため、学生には所属コースの推奨する免許・資格に注力する。なお、児童・幼児教育学科においては、自由科目は設けない。

以下、まずは〈専門教育科目〉における必修科目・選択科目の構成とその理由、次に〈専門教育科目〉以外の〈総合共通科目〉における必修科目・選択科目の構成とその理由を述べる。

まず、〈専門教育科目〉の中で必修科目とするのは、4 つの科目区分のうち、〈学部共通科目〉に配置する「人間科学概論」と〈ゼミナール科目〉に配置する「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」「キャリア発展ゼミナール」の計 6 科目である。1 年前期に開講する「人間科学概論」は学部学科の専門科目を学ぶうえでの共通した基礎科目であり、多面的な視点から教育と対人援助職の諸問題を捉える視点を養い、さらにコース選択を意図して必修化する。2 年前期～3 年後期に配置する「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」および 4 年通年履修する「キャリア発展ゼミナール」はすでに 4.3 にて述べたとおり、本学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の実現を図る重要科目と位置付けられ、必修化する。

上述 6 科目以外のその他の〈専門教育科目〉はすべて選択科目として設定する。その理由は、本学科は、免許・資格に必要な科目を取得することを主たる目的としているものの、教員免許状や保育士資格の取得を卒業要件とはしていない。ただし、学生には可能な限り取得を目指すことを企図した上で、様々な事情を抱えてしまい免許・資格取得を目指さない学生にも対応するために個々の学生の適性や希望進路動向に応じて自由に科目選択ができるように設定する。

次に、〈専門教育科目〉以外の〈総合共通科目〉の中で必修科目とするのは、〈言語・異文化理解科目〉に配置する「日本語表現法Ⅰ」「日本語表現法Ⅱ」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」の 6 科目と〈情報教育科目〉に配置する「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の 2 科目、〈キャリアデザイン領域〉に配置する「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」の 3 科目、「キャリアデザ

インⅠ」の1科目、〈キャリア発展領域〉に配置している「スキルアップ講座Ⅱ」の合計13科目である。

それぞれの科目を必修化した理由として、「日本語表現法Ⅰ」「日本語表現法Ⅱ」は教育者・保育者として、的確な日本語表現力を身に付けるために必要な基礎力を図る科目であること、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」は、グローバル社会への対応力として必要不可欠な言語表現力を身に付けさせる科目であること、「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」は、近年急速に進む高度情報化に対応できる情報技術を身に付けることを目的として、それぞれ必修化する。「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」の3科目は、学修ポートフォリオを作成して担当教員と学修状況を共有しながら学生自身の学びの深化を把握することを可能にする科目である。「キャリアデザインⅠ」は、将来のキャリアに関する意識の醸成および就職までのプロセスの明確化を図るためである。また、〈キャリア発展領域〉の「スキルアップ講座Ⅱ」は、本学科の1年生が教育・保育の場で積極的に問題解決に挑む態度と能力を涵養することや教育者・保育者としての自己の将来像を描き、地域や社会の発展のために積極的に貢献する意欲向上の動機づけを行うことを目的とし必修化する。

上述した13科目以外の科目は選択科目とする。基礎学力を培い主体的な学修を促すとともに、普遍的に必要な幅広い教養とこれからのSociety5.0の社会に向けて生き抜くために必要な基礎的知識・ICT活用能力を身に付けて社会に貢献できる人材養成を図る観点からの科目を配置し、学生が自らの関心をもって選択できるよう構成している。ただし、選択科目のうち、教育職員免許法施行規則に定める「現代国家と法（日本国憲法）」「人権・同和教育」「スポーツ」「健康の科学」の諸科目を、教員の免許状取得のための必修科目として設定し、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の教育者・保育者として相応しい教養と技能を備えておくことを図る。

4.6. 履修順序（配当年次）の考え方

児童・幼児教育学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる教育者・保育者を養成するため、以下のような学年次ごとの考え方に基づいて体系的に年次配当する。

- 1年次：幅広い教養と教育者・保育者となる自覚を深めるための基礎知識の修得と目的意識の明確化
- 2年次：教育者・保育者となるための専門的知識・技能の修得と基礎的指導力の養成
- 3年次：深い専門知識の修得と教育・保育場面における発展・応用的実践力の養成
- 4年次：課題発見・解決能力、論理的思考力の修得と教育者・保育者となる倫理性的の獲得

上述の考え方に基づいて、1年次では、講義科目を多く配置しながら、主体的・能動的な学修態度を育むため、学生参加型学習、グループワークなど双方向性型教育方法を取り入れる。2年次から3年次は、教育者・保育者となるための専門的教科目等の基礎理論と

指導法に関する科目を順次配置し、専門的・発展的・実践的な内容の科目を講義に加えて演習科目を増やしている。また、初等教育実習（小学校実習・幼稚園実習）、特別支援学校教育実習、保育実習・施設実習に関連する科目を段階的に開講し、体系的に実践力を身に付けるように配慮する。3年次、4年次は実習系科目を履修完了し、「キャリア発展ゼミナール」とおして、学修の集大成と位置付ける卒業研究を作成し、課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付けさせると同時に、教育者・保育者となる倫理性を獲得させる。4年間をとおして、コースで推奨する免許・資格の取得に注力し、4年次までに複数の免許・資格取得を履修できるよう配慮して年次配当する。

4.7. 科目の設定単位数の考え方

児童・幼児教育学科に配置する授業科目の単位数は、大学設置基準第21条に基づき、九州女子大学学則第31条において、以下のとおり規定している。

- 第31条 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次のとおり単位数を定める。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験及び実習並びに実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 前各号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

さらに、講義、演習、実験・実習の科目の特性に鑑み、45時間の学修を必要とする内容をふまえ、授業形態ごとに単位数を設定する。また、演習の中で自学自習に重点をおく以下の授業科目は、講義と同様の取り扱いとし、授業時間を15時間、自学自習を30時間と設定する。

「教職実践演習（初等）」 「図画工作」 「体育」 「器楽基礎」 「声楽基礎」 「国語科指導法」 「社会科指導法」 「算数科指導法」 「理科指導法」 「図画工作指導法」 「生活科指導法」 「家庭科指導法」 「体育科指導法」 「音楽科指導法」 「器楽応用」 「児童英語指導法」 「保育内容総論」 「造形演習」 「乳児保育演習」 「子どもの食と栄養」 「保育内容指導法（健康）」 「保育内容指導法（人間関係）」 「保育内容指導法（環境）」 「保育内容指導法（言葉）」 「保育内容指導法（表現）」 「障害児保育」 「リトミック」 「社会的養護演習」 「保育実習指導Ⅰ」 「保育実習指導Ⅱ」 「施設実習指導Ⅰ」 「施設実習指導Ⅱ」 「幼児理解・相談論」 「子育て支援演習」 「保育実践演習」 「子どもの理解と援助」 「子どもの健康と安全」 「幼児と健康」 「幼児と人間関係」 「幼児と環境」 「幼児と言葉」 「幼児と表現」

なお、人間科学部履修規程第10条において、以下のとおり規定している。

- 第10条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じて次のとおり単位数を定める。ただし、1限（90分）を2時間として計算する。
- (1) 講義については、15時間の授業と30時間の自修をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。ただし、以下の学科の科目については、15時間の授業と30時間の自修をもって1単位とする。
児童・幼児教育学科

「教職実践演習（初等）」「図画工作」「体育」「器楽基礎」「音楽基礎」「国語科指導演法」「社会科指導演法」「算数科指導演法」「理科指導演法」「図画工作指導演法」「生活科指導演法」「家庭科指導演法」「体育科指導演法」「音楽科指導演法」「器楽応用」「児童英語指導演法」「保育内容総論」「造形演習」「乳児保育演習」「子どもの食と栄養」「保育内容指導演法（健康）」「保育内容指導演法（人間関係）」「保育内容指導演法（環境）」「保育内容指導演法（言葉）」「保育内容指導演法（表現）」「障害児保育」「リトミック」「社会的養護演習」「保育実習指導Ⅰ」「保育実習指導Ⅱ」「施設実習指導Ⅰ」「施設実習指導Ⅱ」「幼児理解・相談論」「子育て支援演習」「保育実践演習」「子どもの理解と援助」「子どもの健康と安全」「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と環境」「幼児と言葉」「幼児と表現」

- (3) 実験・実習については、30 時間の授業と 15 時間の自修をもって 1 単位とする。ただし、以下の科目については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。
「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ」「施設実習Ⅰ」「施設実習Ⅱ」
- (4) 実技については、30 時間の授業と 15 時間の自修をもって 1 単位とする。
- (5) 一つの授業科目について、前各号の規定する授業方法のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、それぞれの授業方法ごとの単位数の算定基準を考慮して定める時間の授業をもって 1 単位とする。

4.8. 教養教育の実施方針、教育課程編成上の具体的工夫

教養教育については、中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」（平成 14（2002）年 2 月）が、大学の教養教育の課題に関連して、「新たに構築される教養教育は、学生に、グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければならない。各大学は、理系・文系，人文科学，社会科学，自然科学といった従来の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や，専門教育への単なる入門教育ではなく，専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法などの知的な技法の獲得や，人間としての在り方や生き方に関する深い洞察，現実を正しく理解する力の涵養など，新しい時代に求められる教養教育の制度設計に全力で取り組む必要がある」と提言し、また、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20（2008）年 12 月）では、教養教育や専門教育などの科目区分にこだわらず、一貫した学士課程教育として組織的に取り組む必要性が提言されている。

九州女子大学は、上記答申の提言を受け、本学に入学する学生が共通して必要となる幅広い教養を修得する必要があると考え、平成 22（2010）年に九州女子大学共通教育機構を設置した（令和 3（2021）年度より九州女子大学共通教育センターに名称を変更した）。

また、先掲答申「新しい時代における教養教育の在り方について」では、教養教育に携わる教員が自らの学問を追究する姿勢や生き方を語るなど、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激していくことの必要性を説いている。この観点の重要性に鑑み、平成 23（2011）年には、九州女子大学の隣地に福原学園が設置する九州共立大学の共通教育センターとの協働を強化するために、九州共立大学・九州女子大学共通教育機構を設置した。この九州共立大学・九州女子大学共通教育機構の設置により、九州共立大学の共通教育センターの教員との人事交流が進展し、より多くの共通教育を担当する教員が学生に対して自らの生き方を語る機会を増やすことが可能となった。

共通教育において学修すべき学的領域は、教養のみに留まるものではなく、キャリア教育、健康に資する科目をも含むものである。また、教養に関して言えば、教養とは、狭義

の意味において、現代の社会において活動するのに必要な人文・社会・科学の諸分野についての知識・技能を指すと言える。だが、現代の社会において活動するためには、外国語運用、情報処理等の知識・技能も必要となる。高等教育を受けた者が持つべき、人文・社会・科学の幅広い分野にわたって体系的に把握しようとし、その把握した内容を活用できる基礎的な能力であり、換言すれば、外国語運用、情報処理等の知識・技能も含めたリテラシーと言えるものである。

上述した共通教育の考えに基づき、九州女子大学では、〈総合共通科目〉を科目区分として設け、その下位の科目区分として、〈教養教育科目〉〈言語・異文化理解科目〉〈情報教育科目〉〈健康教育科目〉〈キャリア教育科目〉を設けた。各科目区分の概要は、以下の通りである。

(1) 〈教養教育科目〉

〈教養教育科目〉は、〈文化・芸術領域〉〈歴史・社会領域〉〈人間・環境領域〉の3領域から成る。〈文化・芸術領域〉は、「ことばと日本文化」「ことばと異文化」「情報文化論」「スポーツの文化」の4科目を配置している。〈歴史・社会領域〉には、「歴史と国際情勢」「現代国家と法（日本国憲法）」「暮らしと経済」「人権・同和教育」の4科目を、〈人間・環境領域〉には、「人間と哲学」「生命と科学」「心の科学」「共生社会を生きる」の4科目を配置している。これらの科目のうち、「現代国家と法（日本国憲法）」「人権・同和教育」は、教員免許状取得のための必修科目である。

(2) 〈言語・異文化理解科目〉

〈言語・異文化理解科目〉として、「日本語表現法Ⅰ」「日本語表現法Ⅱ」「伝わる文章力」「伝わる文章力」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「TOEIC入門」「フランス語Ⅰ」「フランス語Ⅱ」「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」「韓国語Ⅰ」「韓国語Ⅱ」「イングリッシュワークショップ」「海外研修」の16科目を配置している。これらの科目のうち、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」の4科目は必修科目であり、また、「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」の2科目は教員免許状取得のための必修科目でもある。

(3) 〈情報教育科目〉

〈情報処理科目〉には、「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」「情報処理演習Ⅲ」「情報処理演習Ⅳ」「情報科学概論」「データサイエンス」「アルゴリズムとプログラミング」「ICT活用法」「情報処理技術」の9科目であり、このうち、必修科目である「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」の2科目は、教員免許状取得のための必修科目でもある。「情報処理演習Ⅱ」では、データサイエンスについて学修できるようにしている。

(4) 〈健康教育科目〉

〈健康教育科目〉は、選択科目の「スポーツ」「健康の科学」の2科目であるが、これら2科目は教員免許状取得のための必修科目である。

(5) 〈キャリア教育科目〉

〈キャリア教育科目〉は、〈キャリアデザイン領域〉と〈キャリア発展領域〉に区分される。〈キャリアデザイン領域〉には、学修ポートフォリオを作成して担当教員と学修状況を共有しながら学生自身の学びの深化を把握することを可能にする必修科目「キャリア基礎演習Ⅰ」「キャリア基礎演習Ⅱ」「キャリア基礎演習Ⅲ」を配置し、また、社会で活躍するためのキャリア教育である「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」など、8科目を配置している。

〈キャリア発展領域〉は、社会で活躍するのに必要な資格の取得を目指した科目である「スキルアップ講座」を10科目配置している。

5. 教育方法、履修指導方法および卒業要件

5.1. 授業の内容に応じた授業の方法

児童・幼児教育学科では、教育目標を十分に達成できる科目を配置し、学士課程に相応しい教育内容を提供している。1、2年次には〈総合共通科目〉〈学部共通科目〉を配置し、基礎教育の充実を図る。また、〈専門教育科目〉は、低学年の概論的内容から高学年の専門的な内容へと体系的に配置し、科目間の関連性、科目順次性を確保しながら、年次進行させる。

児童・幼児教育学科の授業は、半期15回の授業を基本とするが、「初等教育実習事前事後指導」「特別支援学校教育実習事前事後指導」「特別支援学校教育実習」などのように、前期・後期の通年において実施する授業も配置している。

児童・幼児教育学科の授業形態は、講義、演習、実験実習から構成される。講義科目は、一般教室で行われるが、授業の学修成果を向上させるために、アクティブ・ラーニング室などの教室を使用することもある。

演習科目は、〈総合共通科目〉〈専門教育科目〉の両科目区分に配置している。〈総合共通科目〉では、〈言語・異文化理解科目〉に配置した諸科目、〈情報処理科目〉のうちの「情報処理演習Ⅰ」～「情報処理演習Ⅳ」、〈キャリアデザイン科目〉の〈キャリアデザイン領域〉に配置する「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」および「キャリアデザインⅠ」～「キャリアデザインⅢ」、〈キャリア発展領域〉の諸科目を演習の授業形態で実施する。これらの演習科目は基本的に一般教室を使用するが、〈総合共通科目〉の〈情報教育科目〉に配置した一部科目は、パーソナルコンピュータを設置している情報処理教室を使用して授業を行う。

〈専門教育科目〉では、〈学科共通科目〉の「教職実践演習」、コース科目の「国語科指導法」「社会科指導法」「保育内容指導法(健康)」「保育内容指導法(人間関係)」などの指導法の科目やゼミナール科目の諸科目を演習科目として配置している。これらの演習科目は基本的に一般教室を使用するが、授業の学修成果および技能を修得させるために、「器楽基礎」「声楽基礎」「器楽応用」「音楽科指導法」は、奏楽室、授業レッスン室、個人レッスン室を使用する。「家庭科教育概論」「家庭科指導法」は、オープンキッチン実習室、給食経営管理実習室、実習食堂、製図室、服飾デザイン室の教室を使用する。

「子どもの食と栄養」は、臨床栄養調理実習室を使用する。「図画工作」「図画工作指導法」「造形演習」「幼児と表現」「保育内容指導法（表現）」は、図画工作室を使用する。「理科指導法」「保育内容指導法（環境）」「幼児と環境」は、理科実験室を使用する。「乳幼児保育演習」「保育内容指導法」は、九女保育ルームを使用する。

5.2. 授業方法に適した学生数の設定

授業における履修者数は、講義科目については、〈総合共通科目〉が他学部・学科と共同で開講することから上限 150 名程度を基本とする。ただし、講義科目のうち、小学校「教科及び教科の指導法に関する科目」については、教育効果を高めるため、原則として 2 クラス開講し、1 クラス 50 名程度の規模で履修できるようにする。演習科目については、1 クラスサイズの基準を 50 名程度とするが、「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」「国語科指導法」「社会科指導法」「算数科指導法」「理科指導法」「図画工作指導法」「生活科指導法」「家庭科指導法」「体育科指導法」「音楽科指導法」「体育」「図画工作」「児童英語指導法」「道德教育指導法（初等）」「総合的学習の時間指導法」「特別活動指導法（初等）」については、1 クラス 25 名程度の少人数で実施する。

5.3. 配当年次の設定

〈総合共通科目〉の〈教養教育科目〉〈言語・異文化理解科目〉〈情報処理科目〉は、おおよそ 1、2 年次に配置している。これらの科目の多くは、専門科目を学修するために必要となるリテラシーを修得する科目や、高校で学んだ内容を発展させた科目である。ただし、〈言語・異文化理解科目〉の「海外研修」は、外国語運用能力の修得の度合いや、海外に渡航できる学生の事情等を勘案して、1～4 年次に配当している。また、〈情報教育科目〉の「情報処理技術」は、1、2 年次における〈情報教育科目〉の学修を踏まえた内容を学修するものであり、3 年次前期に配置した。

〈総合共通科目・キャリア教育科目〉は、おおよそ 1～3 年次に配置している。このうち、「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」は、1～3 年次に配置した科目であるが、これらの演習科目と〈専門教育科目〉の「ゼミナールⅠ」から「ゼミナールⅣ」にかけての 2～3 年次に配当した演習科目を統合したのが、〈専門教育科目・ゼミナール科目〉の 4 年次に配置した「キャリア発展ゼミナール」である。また、〈キャリア発展領域〉の科目の中には、「スキルアップ講座Ⅰ」のように 4 年次の通年のオムニバス科目や、「スキルアップ講座 R」「スキルアップ講座 S」のように 3・4 年次に配置した科目もある。

〈専門教育科目〉は、1～4 年次に配置している。〈専門教育科目〉の年次の配置は、履修の段階を考慮して配置している。〈専門教育科目〉のうち、〈学部共通科目〉は、人間科学部の基礎的な領域を学修する科目であり、1、2 年次に配置した。このうち、人間科学部全体の学び全体を把握することを主旨とした必修科目「人間科学概論」は 1 年次前期に配置している。

〈専門教育科目〉の〈学科共通科目〉と〈コース科目〉は、1～4 年次に配置している。おおよそ、概論の科目は 1、2 年次に、実習や各論の科目は 3、4 年次に配置するようにし

た。〈学科共通科目〉については、「教職概論」「教育原論」「障害者教育総論Ⅰ」「障害者教育総論Ⅱ」といった概論を学修する科目は1年次に配置し、「初等教育実習Ⅰ」「初等教育実習Ⅱ」「初等教育実習Ⅲ」「教職実践演習(初等)」「視覚障害教育総論」「聴覚障害教育総論」「重複障害教育総論」「特別支援学校教育実習事前事後指導」「特別支援学校教育実習」といった各論を学修する科目や実習科目は、3、4年次に配置している。

次に〈コース科目〉は、「国語科教育概論(書写を含む。)」 「算数科教育概論」「生活科教育概論」「社会科教育概論」「理科教育概論」「家庭科教育概論」「保育者論」「保育原理Ⅰ」「保育原理Ⅱ」といった概論の科目は1、2年次に、「国語科指導法」「社会科指導法」「算数科指導法」「理科指導法」「図画工作指導法」「生活科指導法」「家庭科指導法」「体育科指導法」「音楽科指導法」「保育実習指導Ⅰ」「保育実習指導Ⅱ」「施設実習指導Ⅰ」「施設実習指導Ⅱ」といった指導法の科目は2、3年次に、「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ」「施設実習Ⅰ」「施設実習Ⅱ」といった実習科目は3、4年次に配置している。

〈専門教育科目〉の〈ゼミナール科目〉は、2～4年次に配置している。先述したように、「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」で学修した内容とキャリア教育科目の「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」を統合して4年次に配置した科目が「キャリア発展ゼミナール」である。

5.4. 卒業要件

児童・幼児教育学科の卒業要件単位数は、124単位以上とする。教育研究上の目的を達成できるよう、科目区分ごとに必要単位数を定める。

まず、〈総合共通科目〉については、〈教養教育科目〉が6単位以上、〈言語・異文化理解科目〉が8単位以上、〈情報教育科目〉が2単位以上、〈キャリア教育科目〉が5単位以上を修得し、かつ、〈総合共通科目〉全体で30単位以上の単位修得が必要である。〈教養教育科目〉6単位以上の内訳として、〈文化・芸術領域〉2単位以上、〈歴史・社会領域〉2単位以上、〈人間・環境領域〉2単位以上の修得が必要であり、キャリア教育科目5単位以上の内訳として、〈キャリアデザイン領域〉4単位以上、〈キャリア発展領域〉1単位以上の単位修得が必要である。これらの単位修得には、必修科目の修得も含まれており、〈言語・異文化理解科目〉の「日本語表現法Ⅰ」「日本語表現法Ⅱ」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」、〈情報教育科目〉の「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」、〈キャリア教育科目〉の〈キャリアデザイン領域〉に配置する「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」「キャリアデザインⅠ」、〈キャリア教育科目〉の〈キャリア発展領域〉に配置する「スキルアップ講座J」の必修科目を修得する必要がある。

次に、〈専門教育科目〉は、〈学部共通科目〉2単位以上、〈学科共通科目〉19単位以上、〈コース科目〉20単位以上、〈ゼミナール科目〉6単位を修得し、かつ〈専門教育科目全体〉で76単位以上修得することが必要である。これらの単位修得には必修科目の修得も含まれており、〈学部共通科目〉の「人間科学概論」、〈ゼミナール科目〉の「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」、「キャリア発展ゼミナール」を修得する必要がある。なお、

本学科は教員養成を主たる目的としていることに鑑み、〈学科共通科目〉の卒業要件単位数のうち、〈初等教育領域〉から12単位以上を修得することとする。

〈自由選択科目〉は、18単位を修得する必要がある。ただし、学生の多様な学修のニーズに応えるため、児童・幼児教育学科で修得した単位で、卒業に要する単位数を超えた単位、および、人間科学部心理・文化学科の専門教育科目、九州女子大学家政学部の専門教育科目、および他大学で修得した単位のうち、18単位を上限として自由選択科目の単位数に参入することを可能とする。

以上述べた児童・幼児教育学科の卒業要件単位を表にまとめると、表7のようになる。

表7 児童・幼児教育学科の卒業要件単位

科目区分			卒業要件単位数			
総合 共通 科目	教養教育 科目	文化・芸術領域	2単位以上	6単位以上	30単位以上	124単位 以上
		歴史・社会領域	2単位以上			
		人間・環境領域	2単位以上			
	言語・異文化理解科目		8単位以上			
	情報教育科目		2単位以上			
	健康教育科目					
キャリア教 育科目	キャリアデザイン領域	4単位	5単位以上			
	キャリア発展領域	1単位				
専門 教育 科目	学部共通科目		2単位以上		76単位以上	
	学科共通 科目	初等教育領域	19単位以上			
		特別支援教育領域				
	コース科目	児童教育コース	20単位以上			
幼児教育・保育コース						
ゼミナール科目		6単位				
自由選択科目			18単位			

5.5. 卒業研究作成に関連する研究活動について

児童・幼児教育学科では、卒業研究の作成は、〈専門教育科目〉〈ゼミナール科目〉の「キャリア発展ゼミナール」（演習科目、通年2単位）において行う。「キャリア発展ゼミナール」は、〈総合共通科目〉の〈キャリア教育科目〉〈キャリアデザイン領域〉に配置している演習科目「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」で学修した内容と、〈専門教育科目〉〈ゼミナール科目〉の演習科目「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」で学修した内容を統合した科目であり、担当教員の指導を受けながら4年次で学修する内容を学修ポートフォリオとしてまとめるとともに、卒業研究を作成する。担当教員は、担当

した学生の学修ポートフォリオを参照して、学生の学修内容に適した卒業研究の指導を行う。

「キャリア発展ゼミナール」での学修ポートフォリオの作成は、「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」と同様、1単位に相当する。また、卒業研究は、基本的に4年次後期において作成するものであり、「ゼミナールⅠ」～「ゼミナールⅣ」と同様、1単位に相当する。如上の考えに基づき、「キャリア発展ゼミナール」を2単位の科目として配置する。

5.6. 履修科目の年間登録上限の設定について

大学設置基準における適切な時間外学修の確保に基づき、履修登録単位数は、年間48単位を上限に設定する。この規定は、教育実習、インターンシップを始めとする学外実習科目にも適応する。この単位数については、「人間科学部履修規程」第8条に定めるところのものであり、標準とする学力を有する学生に適用するものである。なお、成績優秀な学生については、さらなる学修により学力を向上させることが可能であると判断されることから、当該履修規程には、「成績優秀者等の履修上限については48単位を超えて履修を認めることができる」と規定している。学生に対しては、CAP制の概念と根拠を明確に伝え、学生の個々人の事情に合致した履修指導を行う。

5.7. 他大学における授業科目の履修

他大学における授業科目の履修については、「福原学園内3大学単位互換制度」があり、福原学園が設置する各大学が履修可能科目を提供し、それに登録し修得することにより単位認定が可能となっている。また、本学は、平成6(1994)年に放送大学と単位互換協定を締結しており、放送大学で履修した科目を単位認定している。履修単位上限は、本学学則第35条の2により60単位までと定めており、適切な履修指導体制のもとで必要に応じて履修できるように行う。

5.8. 履修指導について

1年次では入学時の新入生オリエンテーションにおいて、教務課職員による大学の授業や単位の概念、学生ポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）と利用方法および履修登録の注意点等を説明する。その後、学科において、新入学生を対象に、教育上の目的の理解を深めるとともに、仲間作り、大学生活の計画・立案、履修方法の理解と時間割作成等を目的とした学外研修を入学式後の4月上旬に実施する。この研修では、教務委員が「学生便覧」「履修ガイド」「免許資格本」に基づいて履修規程や取得可能免許・資格、履修方法等を説明し、教員全員を中心にきめ細やかな履修指導を行っている。また、この研修では、15名前後の上学年の学生が、教員と一緒に時間割作成や履修の仕方等に関する相談対応を行う。

さらに、「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」、「キャリア発展ゼミナール」の担当教員が、学修ポートフォリオに基づいて履修状況を把握しながら学生に助言・指導を行う。また、学期始め（前期は4月、後期は9月）には教務委員を中心に成績配布および履修事項注意等に関するオリエンテーションを行い、「キャリア基礎演習Ⅰ」～「キャリア基礎演習Ⅲ」の担当教員により、学生の単位取得状況に応じた履修指導を実施する。

教員免許状の取得に関しては、児童・幼児教育学科の教職担当教員と教務課が、2年生を対象とするガイダンスを開催し、科目の単位取得状況や教員としての資質に関する自己評価を記録する履修カルテについて助言・指導を行う。学生が記録した履修カルテを基に、4年次の「教職実践演習（初等）」の担当教員が学生の教員免許状の取得に関する履修状況を総合的に評価し、指導する。

また、本学では学期ごとにGPAを活用した成績不振学生への個別指導を行う修学支援の実施を教職協働で組織的に行っている。そして、全学年に対してオフィスアワーを設定し、学生ポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）教務履修システム上に掲載して、学生からの修学上の問題等についての相談に応じる体制を整えている。

5.9. 留学生に対する履修指導等について

九州女子大学では、学生生活に関する支援・サービスを行う事務組織としてキャリア支援課を設置し、キャリア支援課が中心となり、児童・幼児教育学科に入学してくる留学生の在籍管理や生活指導を行う。入学後の履修指導等については、学科の教員と教務課が連携し、留学生の授業への出席状況、単位修得状況などを基に、必要に応じて面談を実施する。

また、本学では、留学生の課外活動の一環として、近隣小学校での国際化教育授業への参加、地域の祭りへの参加などさまざまな交流事業を実施しているが、児童・幼児教育学科に入学する留学生に対しても同様の課外活動を学科の教員と連携して取り組むこととしている。

5.10. 多様なメディアを利用した授業実施の取扱い

児童・幼児教育学科は、原則として対面授業を行う。したがって、通常は、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させることはしない。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、九州女子大学では、令和2（2020）年度より、感染状況に応じて遠隔授業を取り入れた授業を行っている。その詳細については、「6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画」で記載する。

5.11. 履修モデル

児童・幼児教育学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、本学科学生が4年間に履修すべき科目を表にまとめ、人間科学部児童・幼児教育学科履修モデルとして学生に示す。履修モデルは、学生が取得を目指す免許状・資格の必修科目を履修するための基本的な流れを示したものである。学生一人ひとりの学修に対応できるように、学生が主体的に履修計画を組み立てていくための指導を行う。

(1) 〈児童教育コース〉

履修モデル1（資料1）は、小学校教諭一種免許状を取得する履修モデルであり、履修モデル2（資料2）は、小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状の2種類の免許状を取得する履修モデルである。小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状を併せて取得するためには、卒業要件単位124単位に加え、20単位が必要となり、合計144単位となる。

(2) 〈幼児教育・保育コース〉

履修モデル3（資料3）は、幼稚園教諭一種免許状を取得する履修モデルであり、履修モデル4（資料4）は、幼稚園教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状を取得する履修モデルである。また、履修モデル5（資料5）は、幼稚園教諭一種免許状と保育士資格を取得する履修モデルである。幼稚園教諭一種免許状と保育士資格を併せて取得するためには、卒業要件124単位に加え、21単位が必要となり、合計145単位となる。

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

6.1. 実施場所、実施方法

児童・幼児教育学科は、原則として対面授業を行う。したがって、通常は、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させることはしない。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、九州女子大学では、令和2（2020）年度より、感染状況に応じて遠隔授業を取り入れた授業を行っている。令和3年（2021）度、本学は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う遠隔授業のあり方を以下のとおり定め、遠隔授業を実施している。

[新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言期間中の対応]

- (1) 緊急事態措置の内容において学校等に対する一斉休講が含まれていない場合は、文部科学省から学生の修学機会の確保と感染予防の徹底との両立が求められていることから、感染防止対策を十分に講じたうえで、原則、対面授業を実施する。
- (2) 緊急事態措置の内容において20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することが求められている場合は、6限目の科目は遠隔授業とする。
- (3) 緊急事態措置の内容において在宅勤務の活用が求められている場合は、勤怠管理者から在宅勤務の許可を得た専任教員が担当する科目を遠隔授業とする。

- (4) 大人数科目（履修者が100名以上の科目）は遠隔授業とする。
- (5) 上記（1）から（4）に伴い遠隔授業となった科目に係り、同一科目名称で複数時限に開講している科目については、当該科目の全受講者に対して均一な学修内容を担保する観点から、遠隔授業とする。
- (6) 上記（1）から（5）の授業対応を行うこととするが、地域における新型コロナウイルス感染症の感染まん延状況および本学の学生・教職員における感染者数の増加等によっては、遠隔授業の拡大等の新たな授業対応を実施する場合もある。

[新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うまん延防止等重点措置適用中の対応]

- (1) まん延防止等重点措置の内容において学校等に対する一斉休講が含まれていない場合は、文部科学省から学生の修学機会の確保と感染予防の徹底との両立が求められていることから、感染防止対策を十分に講じたうえで対面授業を実施することを原則とする。
- (2) まん延防止等重点措置の内容において三つの密の回避等の基本的な感染防止対策を徹底することが求められている場合は、大人数科目（履修者が100名以上の科目）は遠隔授業を実施する。
- (3) まん延防止等重点措置の内容において外出自粛に係る要請内容が緩和された場合は、6限目の科目は対面授業とする。
- (4) まん延防止等重点措置の適用に伴い学園が在宅勤務を認める場合は、勤怠管理者から在宅勤務の許可を得た専任教員が担当する科目を原則として遠隔授業とする。
- (5) 上記（2）および（4）に伴い遠隔授業となった科目に係り、同一科目名称で複数時限に開講している科目については、当該科目の全受講者に対して均一な学修内容を担保する観点から、遠隔授業とする。
- (6) 上記（1）から（5）の授業対応を行うこととするが、地域における新型コロナウイルス感染症の感染まん延状況および本学の学生・教職員における感染者数の増加等によっては、遠隔授業の拡大等の新たな授業対応を実施する場合もある。

なお、遠隔授業の実施にあたっては、学生の通信環境の問題や遠隔授業を受講するための利用教室等の問題により、学生ポータルサイト（UNIVERSAL PASSPORT）を通じたオンデマンド型（教材配信・動画配信）の授業を実施する。

児童・幼児教育学科開設後も、現段階では、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所での履修を、上記の方針に則って行う計画であるが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を常に留意しつつ、文部科学省、福岡県の方針を踏まえて、遠隔授業を実施する。

6.2. 学則における規定

多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所での履修については、「九州女子大学学則」第31条の2において、以下のとおり規定している。

第 31 条の 2 本学は、文部科学大臣が定めるところによって、第 31 条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なマルチメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、60 単位を超えないものとする。

7. 編入学の具体的計画

7.1. 既修得単位の認定方法

児童・幼児教育学科は、編入学定員を設定していないが、定員の範囲内で編入学を認めている。編入学生が前大学等で修得した単位のうち、本学科に相当すると判定された科目の単位を本学科で認める単位として認定する。また、卒業要件 124 単位のうち、62 単位を上限とし、既修得単位の読み替えを行うものとする。

既修得単位の認定については、編入学生が前大学等で修得した単位を、本学の開講科目に読み替える個別認定を行った後、62 単位を上限として不足する単位数を履修区分ごと一括認定を行う。なお、〈総合共通科目〉のうち必修科目である「日本語表現法Ⅰ」「日本語表現法Ⅱ」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「情報処理演習Ⅰ」「情報処理演習Ⅱ」「キャリアデザインⅠ」「スキルアップ講座 J」については、個別認定による読み替えを検討したうえで、個別認定が難しい場合は本学において履修させる。

7.2. 履修指導方法

編入学生の履修指導については、入学前に取得を希望する教員免許状等を確認し、児童・幼児教育学科の編入学生担当教員が履修指導方法を検討する。入学後に、編入学生ガイダンスを行い、編入学生担当教員が中心となり資格取得に向けた履修指導を行う。また、編入学生の担任教員も履修指導を行った後も修学状況をはじめ、学生生活全般のサポートを行う。

7.3. 教育上の配慮、受入れ予定人数

編入学生には、編入時のガイダンスにおいて、免許・資格取得に向けた履修指導を行うとともに、時間割についても十分に配慮した運用および履修指導を行う。また、編入学生の履修状況については、「キャリア基礎演習Ⅲ」「キャリア発展ゼミナール」の担当教員が、学修ポートフォリオを適時確認しつつ、修学環境を整えるよう努める。

編入学生の受入れ予定人数は特に定めていない。定員に余裕がある場合に、編入学試験を執り行い、適切に定員管理を行いながら編入学生を受け入れる。

8. 実習の具体的計画

8.1. 実習の目的

児童・幼児教育学科における実習の目的は、以下の4点である。

- ① 学校・施設の実習を通して、学校・施設の現場の実際に対する認識を深める。
- ② 学校・施設の実習を通して、これまで修得してきた教養、専門領域の知識・技能、コミュニケーション・スキル、および課題発見・解決能力、論理的思考力の重要性を再認識し、社会に出た後も修得し続けようとする意欲を高める。
- ③ 教育者・保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協調して地域や社会の発展のために主体的に貢献できる実践的能力を育成する。
- ④ 人を教育することの喜びと厳しさを体感することによって教育者・保育者としての使命感を高める。

児童・幼児教育学科における学外での実習は、実習先の学校および施設の実際について、体験的・総合的な認識を得させる絶好の機会である。また、実習を通して、教育者・保育者として相応しい教養や、専門領域の知識・技能、コミュニケーション・スキル、および教育・保育に関する課題に取り組むための課題発見・解決能力、論理的思考力を身に付ける重要性を再認識することが可能となる。さらに、教育者・保育者として、高い倫理性をもって自己の良心や社会のルールに従い、多様な人々と協調して地域や社会の発展のために主体的に貢献できる実践的能力を実践的に学修することが可能である。

8.2. 実習先の確保の状況

児童・幼児教育学科における学外での実習については、教育職員免許法で定める教育実習および児童福祉法で定める保育実習を設定している。確保している実習先は、本学が位置している北九州市内、ならびに、交通の移動が便利な福岡県内の地域に位置する。また、実習学生が卒業・卒園した学校・幼稚園等において実習を行うこともある。実習学生が卒業・卒園した学校・幼稚園等は近隣の地域に限らず、遠隔地になる場合があるが、遠隔地になった場合、学生の実家から実習に通わせるようにする。実習学生には、実習先への移動中に事故等が発生した場合に適用される公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険（学研災）に加入させるとともに、十分な安全指導を行う。

児童・幼児教育学科の実習は、大きく(1)初等教育実習、(2)特別支援学校教育実習、(3)保育実習、(4)施設実習に区分されるが、それぞれの実習先の概要は、以下の通りである。

(1) 初等教育実習

初等教育実習（小学校または幼稚園における教育実習）については、北九州市教育委員会と連携して、原則として所管の小学校・幼稚園で円滑な実習を実施する。また、実習学生が卒業・卒園した小学校・幼稚園で実習を行うこともある。幼稚園の実習については、北九州市私立幼稚園連盟と連携して実施するとともに、本学の附属施設である3幼稚園（九州女子大学附属折尾幼稚園、九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園、九州女子大学附属鞍手幼稚園）とも連携し、円滑な実習を実施する。

(2) 特別支援学校教育実習

特別支援学校教育実習については、北九州市教育委員会と連携して所管の特別支援学校で円滑な実習を実施する。

(3) 保育実習

原則として児童・幼児教育学科の学生は北九州市内の保育所（園）で実習を行うが、一部の学生は出身保育所（園）で実習を行うこともある。そのため、北九州市保育課や同市内の各保育所（園）と緊密な連携を行い、円滑な実習を実施する。

(4) 施設実習

北九州市内の児童養護施設のみならず、福岡県内の児童養護施設と緊密な連携を行い、円滑な実習を実施する。

これらの実習に係る各学校および各施設の受け入れ可能人数については、毎年北九州市教育委員会および関係部局との協議・調整したうえで人数が確定されるため、実習予定学生に対して十分な受け入れ先が確保できる。

実習の承諾を得ている実習先の学校および施設の確保の状況は以下のとおりである。

表 8 実習先の学校および施設の確保状況

免許・資格	実習先	実習先数、受け入れ人数等
小学校教諭一種免許状	小学校	北九州市の小学校129校から受け入れ承諾済み（北九州市教育委員会および関係部局との協議、調整のうえで各学校の受け入れ人数を確定する）
幼稚園教諭一種免許状	幼稚園	北九州市の幼稚園78園から259名以上の受け入れ承諾済み
特別支援学校教諭一種免許状	特別支援学校	北九州市の特別支援学校8校から受け入れ承諾済み（北九州市教育委員会および関係部局との協議、調整のうえで各学校の受け入れ人数を確定する）
保育士資格	保育所（園）	北九州市保育所（園）134所（園）から326名の受け入れ承諾済み
	施設	北九州市および豊前市の9施設から74名の受け入れ承諾済み

なお、受け入れ実習先の詳細については、資料 6 に示す。

8.3. 実習先との契約内容

実習開始の約1年前から実習受け入れ先からの内諾を得た後、実習生の受け入れについて依頼を行う。実習内容について実習先の理解を得たうえで、実習開始前までに実習に関する事務手続きを行う。実習にあたっては、実習中に知り得た個人情報などに関し、個人情報の取り扱いに係る特記事項を定めてこれを遵守することとし、事故防止に関しては、実習受け入れ先の業務に係る責任は実習受け入れ先が、教育に関する最終責任は本学がそれぞれ負うものと定め、学生に対して実習受け入れ先の定める諸規則を守らせて業務に支障を生じさせないよう指導する。

8.4. 実習水準の確保の方策

(1) 初等教育実習および特別支援学校教育実習

教育実習については、実習前までに主たる免許に係る科目の単位を取得するよう内規を設定し、実習水準の確保を行っている。また、それぞれの学習指導要領に基づき学習指導案が作成できるように指導する。また、実習の手引きを作成し、実習の進捗・段階、実習計画、実習の段階と目標、実習の心得、実習の評価などについて詳細に指導を行う。実習前の事前指導としては、実習の意義と目標、実習の種類と内容、実習の心構え、実習に必要な書類、実習校への事前訪問、実習開始までの準備を学生に教授するとともに、実習前に、学習指導案の作成や模擬授業の実施、や実習修了者（卒業生など）による実習体験報告会などを催し、円滑な実習ができるような方策を講じる。さらに、全学組織として教職課程委員会を設置し、教育実習のみならず教職課程全般にわたる資質向上の検討を行う。

(2) 保育実習および施設実習

保育士資格取得に関わる実習については、実習前までに、保育士関連科目を履修し単位を取得するよう内規を設定し、一定の科目が修得できていない場合は、実習を中止する方策を講じる。実習については、初期段階から順に、見学実習、観察実習、参加実習、指導（責任）実習に分け実施する。実習前の事前指導としては、実習の意義と目標、実習の種類と内容、実習の心構え、実習に必要な書類、実習施設への事前訪問、実習開始までの準備を学生に教授するとともに、実習経験のある学生による後輩学生を対象とした実習報告会を実施し、主体的な学びの場を提供する。さらに模擬実習を導入し、より円滑な実習ができるよう方策を講じる。保育実習および施設実習に関しても教育実習同様、全学組織である教職課程委員会にて資質向上の検討を行う。

8.5. 実習先との連携体制

(1) 初等教育実習および特別支援学校教育実習

実習校との連絡については、教務課を窓口とし、実施前後および実施時等連絡体制を整え、実習が適切に行えるようにする。

実習前には、学生が実習校へ事前訪問を行い、教育実習の手引を使用し、打ち合わせを詳細に行う。実習中の遅刻・欠席あるいは、臨時休校等実習校からの連絡があった場合にも、教務課へ連絡するように指導する。実習期間中は専任教員による実習巡回訪問を行い、実習の状況を把握するとともに、学生への指導を行う。

また、北九州市教育実習連絡協議会に加盟し、教育実習に関して、幼稚園、小学校および特別支援学校の代表者との情報交換を積極的に行い、課題の共有と改善点の検討を行う。

(2) 保育実習および施設実習

実習施設との連絡については、教務課を窓口とし、実施前後および実施時等連絡体制を整え、実習が適切に行えるようにする。

実習前には、学生が実習施設へ事前訪問を行い、保育実習の手引を使用し、打ち合わせを詳細に行う。実習中の遅刻・欠席あるいは、休園等の連絡があった場合にも、教務課へ連絡するように指導する。実習期間中は、専任教員による実習巡回訪問を行い、実習の状況を把握するとともに、学生への指導を行う。

また、全国保育士養成協議会に加盟し、保育実習をはじめとする全国的な保育士養成に関する情報の収集および交換などを行うと同時に、北九州地区児童養護施設実習連絡協議会にも加盟しており、現在の実習先の現状や問題点に関する情報を積極的に取り入れるようにする。

8.6. 実習前の準備状況

(1) 感染予防対策

実習までに、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の予防接種、BCGの接種を推奨する。麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎については、実習までに抗体を獲得しておくことを働きかける。なお、予防接種については、任意での接種を原則とする。感染予防上、予防接種の必要性、効果、副反応について、学生自身および保護者が十分理解したうえで判断し、各自の責任のもとに個別に行う。

特に、新型コロナウイルス感染症に対しては、検温、手洗い、手指消毒、マスク着用、健康観察記録など日常の感染予防対策に関する指導の徹底を図るとともに、実習校および施設の要請等を十分に踏まえた対応を図る。

(2) 事故発生時の対応

万が一、事故が発生した場合には、速やかに実習担当教員および管理職に報告し、その指導のもとに対応する。学生は実習指導者とともに、対象者の状況を把握し、安全な状態を確保するよう適切な対応を行う。

実習中に知り得た業務上の秘密、個人情報に関する守秘義務やSNSに係る注意点などについても指導を徹底する。

(3) 保険等への加入

入学時から公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険(学研災)ならびに学研災付帯賠償責任保険(学研賠)に加入する。当該保険は、学生が対象者または実習受け入れ先の備品等に損害を与えた場合や学生自身が受けた実習中の事故による被害、移動中の事故に適用される。

8.7. 事前・事後における指導計画

(1) 初等教育実習および特別支援学校教育実習

小学校実習では、事前指導を12回、事後指導を3回行う。幼稚園実習では、小学校実習と同様に、事前指導を12回、事後指導を3回行う。特別支援学校教育実習では、事前指導を14回、事後指導を1回行う。小学校実習は、3年次4週間実習である。幼稚園実

習は、3年次に2週間、4年次に2週間である。そのため、幼稚園実習の事前指導は、3年次で十分指導し、4年次では内容が重複する部分もあるが繰り返し指導して合計12回の指導、そして事後指導を1回ずつ行い、4年次最後に総括として事後指導を行う。特別支援学校教育実習は、4年次2週間である。

指導内容については以下のとおりである。

1) 事前指導は以下の内容で実施する。

① 教育実習オリエンテーション

現職教員や教育委員会指導主事および前年度に教育実習を行った実習生から教育実習の体験談を聞き、教職の重要性について認識する。

② 教育実習の目標、心構え等

教育実習の目標を指導するとともに、実習生の立場、子どもから学ぶ姿勢など学ばせてもらう立場であることを踏まえ、教員の職務とその特殊性および服务内容と教育事務一般について学ぶことを指導する。守秘義務については、実習中に知り得た業務上の秘密、個人情報に関する守秘義務やSNSに係る注意点などについて指導を徹底する。人権教育に関しては、国民的課題としての基本的人権を踏まえ、相手の立場を理解する指導の必要性について認識するように指導する。

③ 実習関係書類の作成

教育実習に必要な提出書類の作成の仕方を指導し、実際に作成する。また、教育実習日誌の書き方についても指導する。

④ 学習指導案の作成と模擬授業の実施

教科および教科外科目の学習指導案作成の要点を指導し、実際に作成する。そして、模擬授業を行い、指導法を研究する。

⑤ 守秘義務について

実習中に知り得た業務上の秘密、個人情報に関する守秘義務やSNSに係る注意点などについて指導を徹底する。

2) 事後指導は以下の内容で実施する。

① 実習体験発表

教育実習時の体験を他の実習生の前で発表し、互いに評価し合う。

② 実習評価と反省

個人の体験、他の実習生の体験の両者を含め、今回の実習のふり返りとまとめを行い、レポートにまとめる。

(2) 保育実習および施設実習

保育実習および施設実習は、「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ」「施設実習Ⅰ」「施設実習Ⅱ」に分ける。それぞれ10日間の実習である。「保育実習Ⅰ」は、2年次の2月～3月、「保育実習Ⅱ」と「施設実習Ⅰ」は、3年次の2月～3月に実施する。施設実習に2回行く選択をした学生は、「施設実習Ⅱ」を4年次後期に行う。それぞれの実習に実習指導を実施する。

指導内容については以下のとおりである。

1) 事前指導は以下の内容で実施する。

① 教育実習オリエンテーション

保育士資格を取得するために必要な学内において学ぶ科目と保育実習および施設実習との違いと実習の意義について指導する。また、前年度に保育実習および施設実習を行った実習生から実習の体験談を聞き、その重要性について指導する。

② 実習の目標、心構え等

保育実習および施設実習の目標を指導するとともに、実習生の立場、実習施設の保育方針の理解と尊重、子どもから学ぶ姿勢、保育士の職務とサービス内容、社会人としての責任、保育士として求められている能力等について指導する。守秘義務については、実習中に知り得た業務上の秘密、個人情報に関する守秘義務や SNS に係る注意点などについて指導を徹底する。人権教育に関しては、国民的課題としての基本的人権を踏まえ、相手の立場を理解する指導の必要性について認識するように指導する。

③ 実習関係書類の作成

保育実習および施設実習において、実習に必要な提出書類の作成の仕方を指導し、実際に作成する。また、保育実習日誌および施設実習日誌の書き方についても指導する。

④ 事前学習

教材の研究、子どもの発達的特質や保育上の問題ならびに保育者として留意すべき点、実習記録の方法と意義について指導する。

⑤ 守秘義務について

実習中に知り得た業務上の秘密、個人情報に関する守秘義務や SNS に係る注意点などについて指導を徹底する。

2) 事後指導は以下の内容で実施する。

実習の事後指導は、実習生が実習中に記録、立案、作成した日誌、計画、記録からなる保育実習日誌および施設実習日誌の内容を活用して、実習生の体験や反省、気づきなどを具体的に引き上げて検討する。この指導を通して、実習後の学習に向けて新たな課題や目標を明確にする。

8.8. 教員および助手の配置ならびに巡回指導計画

(1) 初等教育実習および特別支援学校教育実習

教職課程担当教員が教育実習先訪問計画書を作成し、専任教員による実習先訪問を実施する。訪問時期は、実習校との相談によって決める。実習先訪問の後、訪問報告書を作成し、それに基づいて検討を行い、実習および実習先訪問の改善に資する。

遠隔地での実習がある場合にも、原則訪問する。訪問にあたっては、公共交通機関を利用し、効率的に巡回訪問ができるように計画する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止等配慮を要する場合には、電話等で対応することもある。

(2) 保育実習および施設実習

保育士科目担当教員が保育所および施設の巡回指導計画書を作成し、専任教員による巡回指導の後、訪問報告書に基づいて検討を行い、実習および実習先訪問の改善に資す

る。遠隔地での実習がある場合にも、原則訪問する。訪問にあたっては、公共交通機関を利用し、効率的に巡回訪問ができるように計画する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止等配慮を要する場合には、電話等に対応することもある。

8.9. 実習施設における指導者の配置計画

(1) 初等教育実習および特別支援学校教育実習

実習校における担当指導教員は、所属長によって実習指導に当たって必要な能力をもった教員が選出される。実習校では、選出された担当指導教員を中心に、管理職や教務主任、教科主任、養護教諭等、指導内容に高い見識と十分な実績をもった教員等が指導に当たる。実習訪問を行う専任教員は、担当指導教員との打ち合わせを通して、実習の内容や状況を把握し、実習生に指導助言を行う。

(2) 保育実習および施設実習

実習施設において、年齢別のクラスすべてにおいて実習できるように計画されているので、施設の主任を中心に、各クラスの担当保育士の指導によって実習できるようにされている。実習訪問を行う専任教員は、施設の主任との打ち合わせを通して、実習の内容や状況を把握し、実習生に指導助言を行う。保育士関連科目の担当教員で各実習期間中に当該施設を巡回し、学生に対する指導および受け入れ施設の指導保育士などと協力して実習指導が行える体制を整備する。

8.10. 成績評価体制および単位認定方法

(1) 初等教育実習および特別支援学校教育実習

初等教育実習および特別支援学校教育実習の評価は、実習先から返却された教育実習評価票、実習学生から提出される教育実習日誌、事前事後指導の出席および課題の提出状況から総合的に評価し、単位認定を行う。

① 教育実習評価票

実習校による評価は、児童との関わり（接し方、児童理解など）、実習に対する意欲（実習時間、協議・反省会、研究態度など）、協調性（他の教員や実習生との関わりなど）の観点から総合的に行われる。

② 教育実習日誌

教育実習日誌に書かれている内容や査定授業の指導案を基に総合的に評価する。

③ 事前事後指導

事前事後指導の出席状況や学習指導案等課題の提出により総合的に評価する。

(2) 保育実習および施設実習

保育実習および施設実習の評価は、実習施設から返却された保育所実習評価票もしくは施設実習評価票、実習学生から提出される保育所実習日誌もしくは施設実習日誌、保育実習指導もしくは施設実習指導の出席および課題の提出状況から総合的に評価し、単位認定を行う。

- ① 保育所実習評価票、施設実習評価票
実習施設による評価は、基本的実習態度、観察力、実習記録、子ども理解、協調性、向上心、積極性、指導計画の準備などの観点から総合的に行われる。
- ② 保育所実習日誌、施設実習日誌
実習日誌に書かれている内容や提出状況などにより総合的に評価する。
- ③ 保育実習指導、施設実習指導
保育実習指導もしくは施設実習指導の出席状況や課題の提出、実習報告会（グループワーク）により総合的に評価する。

9. 企業実習（インターンシップを含む）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

9.1. 企業実習（インターンシップ）

九州女子大学では、〈総合共通科目〉〈キャリア教育科目〉〈キャリアデザイン領域〉に「インターンシップⅠ」（選択、2単位、1～4年担当）と「インターンシップⅡ」（選択、2単位、1～4年）を配置し、企業での実習を単位として認定している。

児童・幼児教育学科の実習は、「8. 実習の具体的計画」で述べたように、初等教育実習（小学校教育実習、幼稚園教育実習）、保育実習、施設実習が中心である。企業実習については、希望する学生が科目の履修を申請する。「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」の概要は、次のとおりである。

(1) 「インターンシップⅠ」

本科目は、就業体験としてのインターンシップを行うために必要な知識・理解、技能、態度・志向性を涵養することを目的とし、北九州市産業経済局企業立地支援課と富士通コミュニケーションサービスの協力を得て、座学と研修を組み合わせた集中講義形式で開講する。

(2) 「インターンシップⅡ」

本科目は、「インターンシップⅠ」の2単位を修得後に、学内事前指導を受け、民間企業や官公庁などが実施する各種インターンシップに参加する。実習先の企業については、基本的に本学キャリア支援課が紹介するが、学生が自らインターンシップを行う企業を探すことも可能である。授業は、事前指導・実地研修・事後指導から構成される。実習時に発生する事故や災害については、入学時に全員が加入する学生教育研究災害障害保険で対応する。

9.2. 海外語学研修

九州女子大学では、在学生の国際感覚と語学力を養うために、夏季・春季休暇中における海外協定校への2～5週間の語学研修を行っている。「海外研修」は、福原学園国際交流・留学生支援室が提供する短期海外研修プログラムの参加を通して、規定の学修時間数等

を満たした学生に対して、〈総合共通科目〉の〈言語・異文化理解科目〉に配置する「海外研修」の単位が認定される。

海外語学研究の研修先は、本学と協定を結んでいる海外の教育機関から確保している。福原学園が設置する国際交流・留学生支援室が、下記の海外協定校の担当者と毎年協議を行い、夏季・春季期間中の短期海外研修プログラムを企画する。短期海外研修プログラムの研修先と派遣する人数の制限は以下のとおりである。

表 9 短期海外研修プログラムの研修先および派遣人数

研修先	派遣人数
アバリストウィス大学 (英国)	派遣人数制限なし
フリンダース大学 (オーストラリア)	派遣人数制限なし
リジャイナ大学 (カナダ)	派遣人数制限なし
ユニテック工科大学 (ニュージーランド)	派遣人数制限なし
大邱大学校 (韓国)	派遣人数制限なし
上海海洋大学 (中国)	最大24名

10. 取得可能な資格

児童・幼児教育学科は、九州女子大学が設置されている北九州市の諸事情に鑑み、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状および保育士の免許・資格を引き続き取得可能とするとともに、現在の学校現場で必要とされているLD(学習障害)やADHD(注意欠如多動性障害)など、学習や生活に困難をきたしている子どもへの支援が必要とされており、この支援に関する専門的知識や技能をもった教員を養成する必要があることから、小学校教諭一種免許状または幼稚園教諭一種免許状と併せて取得できる特別支援学校教諭一種免許状の取得も引き続き可能とする。

表 10 取得可能資格等一覧

取得可能な免許・資格	種別	取得内容	取得条件
小学校教諭一種免許状	国家資格	資格取得	卒業要件単位に含まれる科目のほか、追加して教職関連科目を履修する必要がある。なお、免許状取得が卒業要件ではない。
幼稚園教諭一種免許状	国家資格	資格取得	
特別支援学校教諭一種免許	国家資格	資格取得	
保育士	国家資格	資格取得	資格の取得には卒業要件単位に追加して科目を履修する必要がある。なお、資格取得が卒業要件ではない。
社会福祉主事任用資格	公的資格	資格取得	卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで資格の取得が可能である。なお、資格取得が卒業要件ではない。
図書館司書	国家資格	資格取得	資格の取得には卒業要件単位に追加して科目を履修する必要がある。なお、資格取得が卒業要件ではない。
学校図書館司書教諭	国家資格	資格取得	

11. 入学者選抜の概要

11.1. 入学者受入れ方針

九州女子大学人間科学部児童・幼児教育学科の本学科入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである。

《児童・幼児教育学科の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）》

児童・幼児教育学科は卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、次に掲げる入学者を広く受け入れる。

- ① 高等学校等で、全ての科目の基礎となる国語・英語を中心とした基礎学力を身に付けている。（知識・技能）
- ② 子どもの教育や発達支援に関心を持ち、思考力・判断力・表現力を身に付けようとする姿勢を有する。（思考力・判断力・表現力）
- ③ 多様な人々と協力して、よりよい社会を実現したいという気持ちを持ち、主体性・協調性を発揮したいという意欲を有する。（主体性・協働性・倫理性）

11.2. 入学者選抜の方法・基準

児童・幼児教育学科における入学者の選抜方法は、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、学力特待生選抜、その他の選抜により実施する。いずれの選抜方法も、本学および本学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に則り、基礎的・基本的な知識・技能の習得、課題を解決するための思考力・判断力・表現力ならびに主体的に学習に取り組む態度等を多面的・多角的に評価し、総合的な判断のもとで選抜を行う。

(1) 一般選抜

1) 一般選抜（A日程・B日程・C日程：募集人員20名）

一般選抜（A日程・B日程・C日程）は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、特に①（知識・技能）に重点を置き、学力試験、および、調査書に記載された生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などを基に総合的に評価する。一般選抜（A日程・B日程・C日程）の試験科目は以下のとおりである。

《A日程 2科目入試：1科目100点満点、合計200点》

- 「国語」「英語」のいずれか1科目選択
- 「上記で選択した科目を除いた国語、英語」「数学」「日本史」「現代社会」「生物」「化学」の中から1科目選択

《B日程 2科目入試：1科目100点満点、合計200点》

- 「国語」「英語」「数学」「生物」の中から2科目選択
- ただし、「国語」「英語」のいずれかを含む。

《C日程 2科目入試：1科目100点満点、合計200点》

- 「国語」「英語」「数学」の中から2科目選択

2) 一般選抜（共通テスト利用Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期：募集人員 15 名）

一般選抜（共通テスト利用Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）は、大学入試共通テストの成績、および、調査書に記載された生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などを基に主体性を総合的に評価する。この一般選抜（共通テスト利用Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、①（知識・技能）に重点を置くが、調査書に記載された生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などから②（思考力・判断力・表現力）③（主体性・協働性・倫理性）についても評価するものである。大学入試共通テストの成績については、大学入試共通テストで受験した 2 科目の成績を以下のとおり配点し、合計 200 満点により選考する。

《2 科目入試：1 科目 100 点満点、合計 200 点》

○「国語」「英語」うち高得点 1 科目

○「上記で選択した科目を除いた国語、英語」「数学Ⅰ・数学A」「世界史B」「日本史B」「地理B」「現代社会」「倫理」「政治・経済」「物理」「生物」「化学」「地学」「物理基礎」「生物基礎」「化学基礎」「地学基礎」の中から高得点 1 科目
ただし、「国語」は 100 点満点、「英語」はリーディング 80 点満点・リスニング 20 点満点の合計 100 点満点に換算し、「物理基礎」「生物基礎」「化学基礎」「地学基礎」は 2 科目を合算し 1 科目として扱う。

(2) 推薦選抜

1) 一般推薦選抜（Ⅰ期・Ⅱ期：募集人員 10 名）

一般推薦選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）は、一般推薦選抜（Ⅰ期）は小論文、面接および調査書を基に、一般推薦選抜（Ⅱ期）は面接および調査書を基に、総合的に評価する。Ⅰ期・Ⅱ期ともに面接は 2～3 名の集団面接を実施する。さらに、Ⅱ期の面接では、高等学校等での学習や部活動、ボランティア活動などを通して身に付けた知識、表現力および学習意欲を多面的・総合的に評価・判定する。この一般推薦選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、特に②（思考力・判断力・表現力）に重点を置くが、調査書に記載された生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などから③（主体性・協働性・倫理性）についても評価するものである。

2) 特別指定校推薦選抜（募集人員 10 名）

特別指定校推薦選抜は、系列の高等学校の校長から推薦された志願者を対象とした入試である。選考は面接および調査書を基に、総合的に評価する。面接では、高等学校等での学習や部活動、ボランティア活動などを通して身に付けた知識、表現力および学習意欲を多面的・総合的には評価・判定するとともに、志望学科に関連する時事問題や一般常識などについても問う形式とする。この特別指定校推薦選抜は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、特に②（思考力・判断力・表現力）に重点を置くが、①（知識・技能）については面接において評価し、また、③（主体性・協働性・倫理性）については調査書に記載された生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などから評価するものである。

3) 指定校推薦選抜（Ⅰ期・Ⅱ期：募集人員 20 名）

指定校推薦選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）は、本学が指定校として定めた高等学校等の校長から推薦された志願者を対象とした入試である。選考は面接および調査書を基に、総合的に評価する。面接では、高等学校等での学習や部活動、ボランティア活動などを通して身に付けた知識、表現力および学習意欲を多面的・総合的には評価・判定するとともに、志望学科に関連する時事問題や一般常識などについても問う形式とする。この指定校推薦選抜は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、特に②（思考力・判断力・表現力）に重点を置くが、①（知識・技能）については面接において評価し、また、③（主体性・協働性・倫理性）については調査書に記載された生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などから評価するものである。

4) 同窓生子女推薦選抜（募集人員2名）

同窓生子女推薦選抜は、福原学園（本学・九州女子短期大学（専攻科含む）・九州共立大学大学院・九州共立大学・自由ヶ丘高等学校）の同窓生の子女を対象とした入試であり、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）における学力の3要素のうち、特に〔思考力・判断力・表現力〕に重点を置く。選考は面接および調査書を基に、総合的に評価する。面接では、高等学校等での学習や部活動、ボランティア活動などを通して身に付けた知識、表現力および学習意欲を多面的・総合的には評価・判定するとともに、志望学科に関連する時事問題や一般常識などについても問う形式とする。この同窓生子女推薦選抜は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、特に②（思考力・判断力・表現力）に重点を置くが、①（知識・技能）については面接において評価し、また、③（主体性・協働性・倫理性）については調査書に記載された生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などから評価するものである。

5) 技能特待生選抜（募集人員2名）

技能特待生選抜は、技術および人物ともに優れた人材を迎え入れることを目的とした入試である。選考は小論文、面接、調査書および実技を基に、総合的に評価する。この技能特待生選抜は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、①（知識・技能）と②（思考力・判断力・表現力）に重点を置いて評価するものである。

(3) 総合型選抜（募集人員5名）

総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期）は、将来の有望な人材を発掘し、養成するための人物重視型の入試であり、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）における学力の3要素のうち、特に〔思考力・判断力・表現力〕および〔主体性・倫理性〕に重点を置く。選考はエントリーカード、面談、課題および調査書に基づき、総合的に評価する。この総合型選抜は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、特に②（思考力・判断力・表現力）と③（主体性・協働性・倫理性）に重点を置いて評価するものである。

(4) 学力特待生選抜

1) 学力特待生選抜（A日程・B日程）（募集人員5名）

学力特待生選抜（A日程・B日程）は、学力に優れた人材を迎え入れることを目的とした入試である。選考は学力試験および調査書に記載された生徒会活動、部活動および

ボランティア活動などを基に、主体性を総合的に評価する。この学力特待生選抜は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、①（知識・技能）に重点を置くが、調査書に記載された生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などから②（思考力・判断力・表現力）③（主体性・協働性・倫理性）についても評価するものである。

2) 学力特待生選抜（共通テスト利用Ⅰ期・Ⅱ期）（募集人員5名）

学力特待生選抜（共通テスト利用Ⅰ期・Ⅱ期）は、学力に優れた人材を迎え入れることを目的とした入試であり、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）における学力の3要素のうち、特に〔知識・技能〕に重点を置く。選考は大学入試共通テストの成績、および、調査書に記載された生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などを基に主体性を総合的に評価する。大学入試共通テストの成績については、大学入試共通テストで受験した3科目の成績を以下のとおり配点し、合計300満点により選考する。この学力特待生選抜は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、①（知識・技能）に重点を置くが、調査書に記載された生徒会活動、部活動ならびにボランティア活動などから②（思考力・判断力・表現力）③（主体性・協働性・倫理性）についても評価するものである。

《3科目入試：1科目100点満点、合計300点》

○「国語」「英語」「数学Ⅰ・数学A」の中から高得点2科目

○「上記で選択した2科目を除いた国語、英語、数学Ⅰ・数学A」「世界史B」「日本史B」「地理B」「現代社会」「倫理」「政治・経済」「物理」「生物」「化学」「地学」「物理基礎」「生物基礎」「化学基礎」「地学基礎」の中から高得点1科目
ただし、「国語」は100点満点、「英語」はリーディング80点満点・リスニング20点満点の合計100点満点に換算し、「物理基礎」「生物基礎」「化学基礎」「地学基礎」は2科目を合算し1科目として扱う。

(5) 社会人選抜、外国人留学生選抜、帰国子女選抜

1) 社会人選抜（Ⅰ期・Ⅱ期：募集人員2名）

社会人選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）は、4年以上の社会人経験がある志願者を対象とした入試である。選考は小論文、面接および志望理由書に基づき、総合的に評価する。面接では、志望理由、入学後の目標などを問う15分程度の個人面接とする。この社会人選抜は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、特に②（思考力・判断力・表現力）を置いて評価するものである。

2) 外国人留学生選抜（募集人員2名）

外国人留学生選抜は、外国籍を有した日本国内に在住する留学生を対象とした入試である。選考は小論文（日本語）、面接、志望理由書および提出書類に基づき、総合的に評価する。この社会人選抜は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、特に②（思考力・判断力・表現力）を置いて評価するものである。

3) 帰国子女選抜（募集人員2名）

帰国子女選抜は、日本国籍を有し、外国の学校に最終学年を含めて2年以上継続して在学した志願者を対象とした入試である。選考は小論文、面接および志望理由書に基づ

き、総合的に評価する。この帰国子女選抜は、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の①～③うち、特に②（思考力・判断力・表現力）を置いて評価するものである。

(6) その他の選抜

1) 編入学生の受入れ

大学、短期大学や高等専門学校等を卒業した者などで、児童・幼児教育学科の3年次への入学を希望する者については、入学定員・収容定員を超えない範囲で受入れることとする。編入学生は、入学試験委員会の意見を徴し、学長が入学を許可する。

2) 科目等履修生の受入れ

本学学生以外の者で児童・幼児教育学科の履修を希望する者については、正規の学生の教育・研究に支障が出ない範囲で受入れることとする。履修希望者については、学長が履修を許可する。

3) 聴講生の受入れ

本学学生以外の者で児童・幼児教育学科の特定の授業科目について聴講を希望する者については、正規の学生の教育・研究に支障が出ない範囲で受入れることとする。履修希望者については、学長が履修を許可する。

11.3. 入学者の選抜の体制

入学者選抜については、学則により教授会として位置付けられた入学試験委員会（委員長：学長）により入学者選抜規程に基づき入学試験の実施、入学者の合否判定を公平、公正かつ適切に実施する。なお、入学者の合否判定は、学長が入学試験委員会の意見を聴いたうえで迅速に決定する。

大学入試共通テスト利用入試以外の入試問題の作成については、入学者選抜規程に基づき、入学試験委員会の下に入学試験出題部会を設置し、学力試験問題、小論文、課題および面接試験問題のすべてを学内担当教員が作成する。入学試験出題部会は、問題作成のほか、問題校正、採点および成績の報告を行う。学力試験問題は、全学共通の問題を用い、小論文、課題、面接および面接試験問題については、学部・学科ごとに入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえて作成する。

12. 教員組織の編制の考え方および特色

12.1. 教員の配置について

児童・幼児教育学科は、子どもの教育および発達支援に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材を養成するとともに、幅広い職業人養成についての機能を重点的に担う学科として、児童・幼児に対する教育・保育に携わる人材を養成する教育課程を、適切にかつ責任を持って企画および運営することのできる教員組織を編制することとする。そのために本学科は、学科長指導のもと、児童・幼児教育学科専任教員、他学部他学科兼任教員および他大学等兼任教員が、その固有の教育・研究能力を十分に発揮しつつ、児童・幼児教育学科の人材養成および教育研究上の目的の達成に向けて、有機的に協働できる教員組織を編制するものとする。

児童・幼児教育学科は、専門的な知識・技能を有する教員となるための基礎的・基盤的な教育機能を重点的に整備し、小学校教員および幼稚園教員の養成を主たる目的としながら、特別支援学校教員や保育士の免許・資格も取得可能な学科として、専任教員を18名配置する。教育課程編成上の教員配置については、学位、教育経験、研究業績、実務経験等の教育・研究実績と担当領域や担当科目との適合性を十分検討したうえで適切に配置している。本学科は、こうした人材養成機能の実現を期するため、大学設置基準に定める専任教員数および教職課程認定基準の必要専任教員数を上回る教員を配置することで、学生教育の質を保証する。

職位別の内訳は、教授8名、准教授6名、講師4名であり、専任教員全体に占める教授の割合は44.4%である。学位修得状況は、博士号取得者1名、修士号取得者13名、学士号取得者4名である。

本学科の教育課程において、〈専門教育科目〉に〈学科共通科目〉として〈初等教育領域〉と〈特別支援教育領域〉を設け、初等教育と特別支援教育に関する基礎的な理解に関する科目を配置しており、本学科の主要科目として位置付けている。学科共通科目に配置している科目は、幼稚園教諭、小学校教諭および特別支援学校教諭のいずれかの免許必修科目に該当する。そのため、原則として、学科共通科目はそれぞれの分野を専門とする教授または准教授が担当することとし、「特別支援教育の理解」「初等教育実習事前事後指導」「初等教育実習Ⅰ」～「初等教育実習Ⅲ」「教職実践演習」「障害者教育総論Ⅰ」「障害者教育総論Ⅱ」「特別支援学校教育実習事前事後指導」「特別支援学校教育実習」については、教授、准教授を中心に複数の教員で担当する。専任教員でない教員（兼任教員または兼任教員）が担当する科目について、「視覚障害教育総論」「聴覚障害教育総論」は他大学において視覚障害と聴覚障害を専門とする教員（教授）が担当し、「教育心理学」は本学他学科の心理学を専門とする教員（准教授）が担当する。ただし、「教育方法・技術論（情報通信技術の活用を含む。）」については、教職課程におけるICT活用に関する修得促進に向け、「情報通信技術を活用した教育の理論および方法」の修得が新たに必要となることを受け、学校教育における情報通信技術の実践的な活用方法の修得を図るため、情報通信技術の活用精通した教員が担当する。

12.2. 教員組織における中心的な研究分野と研究体制

本学科は、子どもの教育および発達支援に関する学問領域を中心に教育研究を行う。このため、教員組織として中心的研究分野は主に教育学および発達支援学となるが、多様な個性を有する人と人とが共生しうる地域社会を創造・実現していくために必要な自己および他者に対する理解力を身に付ける観点からも、教育学や発達支援学に加え、心理学や社会学に関する研究活動を行うことが望ましい。そこで本学科では、教育学に関する学位を有する教員を学科専任教員の過半数である 11 名を配置するとともに、発達支援や心理を専門領域とする教員を学科専任教員として配置することで、教員個人およびグループでの研究活動を促進、支援する体制が実現可能となる。さらに、本学では、教育活動に基づいた研究活動の強化を図るため、学内公募型の特別教育研究プログラムを実施するなどして研究支援に取り組んでいる。

12.3. 教員組織の年齢構成

専任教員の完成年度末における年齢構成は、70 歳代 5 名、60 歳代 5 名、50 歳代 5 名、40 歳代 1 名、30 歳代 2 名で、職位の構成は、教授が 8 名、准教授が 6 名、講師が 4 名である。

教員の定年については、「福原学園就業規則」（資料 7）第 14 条において、教授の定年を 65 歳、それ以外を 60 歳とそれぞれ定め、退職日をその年度末日と定めている。定年を超える専任教員については、「福原学園特任教員規程」（資料 8）第 4 条および第 5 条に基づき、特任教員として雇用を継続する。したがって、完成年度末における年齢構成は下表のとおりであり、本学科の完成年度までに 10 名がこの定年年齢を超える専任教員となる。

表 11 完成年度末における年齢構成表

年齢 職位	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合 計
教 授	0名	0名	1名	3名 (3名)	4名 (4名)	8名 (7名)
准教授	0名	1名	3名	1名 (1名)	1名 (1名)	6名 (2名)
講 師	2名	0名	1名	1名 (1名)	0名	4名 (1名)
合 計	2名	1名	5名	5名 (5名)	5名 (5名)	18名 (10名)

※（ ）内は完成年度末までに定年年齢を超える教員の数

本学科では、学校現場等での実務経験が豊富な教員による実践的な教育を重視しており、学校長経験者を一定数採用している。このため、完成年度末には定年を超える専任教員の割合は 55.6% になるが、定年を超える専任教員の割合がおおむね 20% 以内となるよう完成年度後の教員採用計画を策定する。具体的には、完成年度後に退職予定である 70 歳代の専任教員 5 名の後任補充において、30 歳代～40 歳代の教員を 4 名以上採用する。また、教育研究活動の中心となる 50 歳～64 歳の専任教員は全体の約半数の 8～9 名程度配置するとともに、実践的な教育を維持する観点から、65 歳以上の専任教員は 3 名以内の配置とする。

定年を超える専任教員が3名の場合のその割合は約17%となり、教員組織の全体的な均衡を保つことで教育研究の継続が可能であると考えられる。なお、定年を超える専任教員の後任補充については、福原学園大学教員人事計画委員会において採用方針を定め、年齢構成を踏まえた採用を行う。

13. 施設、設備等の整備計画

13.1. 校地、運動場の整備計画

九州女子大学は、九州女子短期大学と同じキャンパス敷地内にあるため、一部の施設を共同利用しつつ教育活動を行ってきた。本学の校舎等の施設については、平成24(2012)年度に福原学園教育研究環境整備委員会が設置され、中・長期的な視点をもって学園設置校の施設の耐震補強および建替え計画等を年次進行で進めてきた。

委員会の検討にあたっては、平成25(2013)年度に福原学園教育研究環境整備委員会九州女子大学・九州女子短期大学部会が設置され、大学設置基準の必要校地・校舎面積を踏まえ、学部等の教育研究目的を達成するために必要な施設・設備等の諸条件について、大学等の意見や要望をあらかじめ確認するなど、大学等の意向が反映されるよう連携を保ち、計画的に順次整備を行ってきた。

令和3(2021)年5月1日現在、本学の校地面積は111,525.44㎡(うち、運動場の面積13,551.27㎡)である。令和3(2021)年5月現在での在学者数は1,604名であり、大学設置基準の13,600㎡を十分に満たしている。また、教育施設、研究施設および厚生施設(学部校舎、大学研究室、図書館、附属研究機関、体育館、運動場、学生の課外活動施設等)はすべて同一敷地内に設置されており、校地の複数個所に人工芝の広場を設け、学生の休息できる場所やその他の利用のための適当な空き地も十分に確保されているため、このたびの児童・幼児教育学科の設置において新たな校地、運動場の整備計画はない。

13.2. 校舎等施設の整備計画

九州女子大学は、上述したように学園の中・長期的な施設設備計画により、平成28(2016)年1月に弘明館(鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板葺4階建)を建設し、老朽化施設の建替えは完了した。

令和3(2021)年5月1日現在、本学の校舎面積は34,309㎡であり、大学設置基準面積の10,016㎡を十分に満たしている。

児童・幼児教育学科の教育研究活動に使用する校舎は、当該学科の基礎となる人間科学部人間発達学科人間発達学専攻と同様に耕学館(9,968.56㎡ 教室数33室)としている。また、その他の校舎として、思静館(4,179.55㎡ 教室数26室)、弘明館(14,628.57㎡ 教室数69室)、耕雲館(2,407.48㎡ 教室数8室)を大学全体と併設の九州女子短期大学で共用していることも従来と同様である。教室形態としては、講義室が32室、演習室が72室、実験・実習室が20室、準備室が12室となっている。その内訳は、資料9に示すとおりである。

児童・幼児教育学科が主に使用する耕学館には、2階と3階に270㎡の研究室を整備し、17名の専任教員の研究室を確保している。また、研究室の前には、共有スペースを設けており、教員の研究環境を確保しつつ、学内外の問題・課題に複数の教員で迅速に対応すべく、教員間の緊密な連携が行える環境を整えている。

また、耕学館に設置されている教室は、1名～25名収容の教室が8室、26名～50名収容の教室が4室、51名～100名収容の教室が9室、101～160名収容の教室が7室、270名収容の教室が1室となっている。なお、140名以上の5教室は全て固定式机の教室であるが、22教室については、授業の形態や授業内容等に合わせて自由に机や椅子の位置が変更できる可動式の教室であり、双方向型の多様な形式の授業に対応できるようになっている。

また、少人数での双方向型授業が展開できるように専用のアクティブ・ラーニング室を2室整備している。

児童・幼児教育学科は、教育者・保育者を養成する学科として、多様な教科に関する知識・技能および指導力を身に付けさせるための施設を耕学館以外にも十分整備している。

弘明館には、学生のピアノ技能の向上に向けて、ピアノ授業レッスン室6室、奏楽室1室を整備しているとともに学生の自主的練習用の個人レッスン室を19室整備し、専門科目「器楽基礎」、「音楽科指導法」等の授業を通じて、ピアノ技術の積極的向上に寄与している。また、北九州市の小学校高学年の教室を模して作られた40名規模の模擬教室1室を整備し、専門科目「初等教育実習事前事後指導」等の授業を通じて、教育実習を想定した実践的な教育指導を行っている。また、家庭科に関連する専門科目「家庭科教育概論」「家庭科指導法」の授業を、家政学部との共用により、オープンキッチン実習室、給食経営管理実習室、実習食堂、製図室、服飾デザイン室で行っている。また、乳幼児期の食と栄養の実践の場として、専門科目「子どもの食と栄養」の授業を、家政学部との共用により、臨床栄養調理実習室で行っている。また、乳幼児の遊びや指導方法の実践の場として、専門科目「乳幼児保育演習」、「保育内容指導法」の授業を、九州女子短期大学との共用により、九女保育ルームで行っている。

思静館には、九州女子短期大学との共用の理科実験室と図画工作室を整備し、〈専門教育科目〉の「理科指導法」「保育内容指導法（環境）」「幼児と環境」「図画工作」「図画工作指導法」「造形演習」「幼児と表現」「保育内容指導法（表現）」等の授業を行っている。

体育館には、バスケットボール、バレーボール、跳び箱、マット運動が可能な施設があり、授業等での使用に支障はない。

また、学生の休息や交流場所として、耕学館の1階にラウンジ64席があるほか、2階、3階のスペースに椅子、テーブル（合計99席）を配置している。加えて、耕学館等周辺に設置しているベンチ、パラソル付きのテーブル・チェア、人工芝の広場など、広大なキャンパスを活かした多様な交流・休息場所を提供している。

上述した当該施設については、大学全体および併設の九州女子短期大学と校舎を共用しているが、これまでの人間科学部人間発達学科人間発達学専攻での授業においても教育研究活動での支障は生じていない。また、教室使用の調整を事務局で管理し、時間割等において工夫して運用を行うため、これまでと同様に教育研究活動を行ううえで支障をきたすことはない。

なお、全教室で無線 LAN(Wi-Fi)が利用できる環境を整備しており、学生や教員が各自のノートパソコン、タブレット端末やスマートフォンなどをネットワークに接続し利用できる体制を整えている。

13.3. 図書等の資料および図書館の整備計画

(1) 図書館施設および蔵書状況の概要

九州女子大学附属図書館は、昭和 58 (1983) 年に竣工され、鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建で延べ床面積 2,893.77 m²である。閲覧座席数は 374 席 (収容定員の 22.0%)、学生の自学自習に対応する施設はもとより、図書館内にグループ学習室を設置し、図書館の資源を活用した授業展開にも応えられる環境を整えている。平成 24 (2012) 年 3 月には文部科学省私立大学教育研究活性化設備整備補助金によって、学生のアクティブ・ラーニングを推進するために多目的学習室を新設した。また、令和元 (2019) 年度には照明器具を蛍光灯から LED 灯へと取り換えを行った。最終授業終了後も学生が利用できるように、平日は 20 時まで開館している。

図書館内には蔵書検索 (OPAC) 用 PC が 5 台設置されており、卒業研究ならびにレポート作成における蔵書検索や論文検索などの目的で活用され、多様な情報入手方法の習得について、授業担当者と図書館職員が連携して取り組んでいる。さらに、映像資料については約 4,500 の教材ソフトや映像ソフトを所蔵しており、学生が DVD などを個人ブースで自由に視聴できる環境を整えている。また、電子ジャーナルは ELSEVIER 社と契約しており 4 タイトルにアクセスすることができる。外国雑誌データベースは EBSCO 社との契約により「Academic Search Premier (収録タイトル約 4,700 (全文))」「ERIC」「MEDLINE」が収録するすべての雑誌を講読することが可能である。学内研究成果については、これらを蓄積・公開する九州女子大学・九州女子短期大学学術リポジトリを整備している。これら各種コンテンツは学内から容易にアクセス可能であり、教育・学修環境における利便性が保たれ、学生の学修・研究の活性化に寄与している。

他大学所有の文献および図書資料の閲覧や論文等の複写については、NII (国立情報学研究所) に参加しており、各加盟館資料の複写取寄せや現物貸借が可能である。

他大学図書館との協力については、「九州地区大学図書館協議会」加盟校の学生、院生、研究者に対する図書館資料の閲覧や提供も行っている。

(2) 児童・幼児教育学科に関する蔵書の状況及び整備計画

九州女子大学附属図書館の所蔵する蔵書冊数は家政学部、人間科学部の分野を中心に約 21 万冊である。資料については、学部・共通教育センター教員選定図書、図書情報課選定図書、学生リクエスト図書、職員および非常勤教員リクエスト図書の 4 種類に分けて収集・整理している。

児童・幼児教育学科に関する蔵書について、教職関連は 7,740 冊、小学校の教科関連は 5,008 冊、初等教育関連は 1,815 冊、保育関連は 1,773 冊、特別支援関連は 1,469 冊と十分な冊数がある。関連図書の詳細を表 12 に示す。

表 12 児童・幼児教育学科に関する図書の冊数・種類

関連図書	分野	現有数(冊)
教職関連	学校経営、学級経営 (小学校)	267
	教員の養成・資格 教員検定	184
	教育学、教育哲学、教育学史・教育思想史、教育史	3,282
	教育心理学	1,834
	教育社会学、教育政策・教育制度	762
	各種教育論	182
	教育評価・教育測定	41
	教育調査法、教育統計法	50
	教育課程	649
	生活指導、生徒指導	375
	教科書	114
		合計
小学校教科関連	国語 (小学校) ※うち、習字・書道は中・高含む	795
	算数 (小学校)	655
	理科 (小学校)	394
	社会 (小学校)	461
	外国語 英語 (小学校)	655
	音楽 (小学校)	356
	技術・家庭 (小学校)	323
	保健、体育 (小学校)	660
	図画工作 (小学校)	270
	特別活動 (小学校)	22
	総合的学習 (小学校)	7
	道徳 (小学校) (全般)	275
	キャリア教育	135
		合計
初等教育関連 (幼稚園)	幼児教育	29
	幼稚園	1,638
	幼児教育史	68
	初等教育	80
		合計
保育関連 (保育園)	保育所	135
	保育、就学前教育、保育園	1,638
		合計
特別支援	特別支援教育	1,252
	障害者福祉	189
	心身障害者福祉	28
		合計

上表のとおり、児童・幼児教育学科の教育・研究において必要となる図書については、これまで段階的に整備してきた経緯からも十分に整備されていると言えるため、今後も継続して、最新の教育情勢に応じて必要となる図書の整備を進めていくこととする。なお、学術雑誌については、和雑誌 69 タイトル、洋雑誌 1 タイトルを保有している。(資料 10)

14. 管理運営

14.1. 教授会の構成・役割

九州女子大学の教授会は、平成 27（2015）年度の学校教育法の改正を機に、学校教育法施行規則第 143 条に基づき、専門委員会の制度を取り入れた。九州女子大学には、4 種の専門委員会の、すなわち、学部教育運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委員会、入学試験委員会を設置している。

児童・幼児教育学科の管理運営については、人間科学部の学部教育運営委員会、教員人事計画委員会ならびに入学試験委員会において行う。なお、教授会の権限は、本学学則第 8 条において明確にしている。

人間科学部の学部教育運営委員会は、人間科学部に所属する専任の教授、准教授、講師および助教で構成し、年間に 11 回程度開催している。なお、同委員会においては、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- ① 学生の卒業またはその他の学生の在籍に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 教育研究に関する重要な事項で教育運営委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

教員人事計画委員会は、学長、副学長、各学部長、共通教育センター所長、各学部から推薦された教育職員および学長が必要と認めた職員で構成し、年間に 12 回程度開催している。なお、同委員会においては、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- ① 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- ② 福原学園大学教員人事計画委員会からの諮問事項
- ③ その他、教育研究業績に関する重要事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

入学試験委員会は、学長、副学長、各学部長、教務部長、各学科長、各学部から推薦された教育職員およびその他学長が必要と認めた職員で構成し、年間に 17 回程度開催している。なお、同委員会においては、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学に関する事項
- ② 入学試験の実施に関する事項
- ③ 入学試験出題部会および入学試験事務部会の総括に関する事項
- ④ その他入学試験、入試広報および学生募集に関する重要な事項で、入試委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

14.2. 教授会以外に関連する委員会等

(1) 評議会の構成・役割

本学における教授会、ならびに各種委員会の審議について、全学的調整を図る機関として評議会がある。本学の評議会は、学長直轄組織の組織として位置付けられ、評議会の

下に各学部教授会、教務委員会、教職課程委員会、国際交流委員会が位置付けられていたが、平成 27（2015）年度の学校教育法の改正に伴い、評議会および教授会（学部教育運営委員会、共通教育センター教育運営委員会、教員人事計画委員会、入学試験委員会）を学長の諮問機関として位置付けることとした。評議会は、学長、副学長、各学部長、教務部長、学生部長、各学科長、事務局長、九州女子大学組織規則（昭和 62 年学園規則第 6 号）第 13 条に定める各課の課長およびその他学長が必要と認めた者で構成される。評議会は、原則として月 2 回開催され、大学の教育・研究および運営に関する次の事項について審議し、学長の意思決定を補佐するとともに各教授会との調整機能を果たしている。

① 学生の入学、卒業又はその他学生の在籍および学位授与に関する事項

② 前号に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教育運営委員会、全学教育運営委員会または入学試験委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項

③ 前号に規定する委員会のほか、教育研究に関する重要な事項で、第 10 条の規定に基づき設置された各委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項

④ その他、大学の教育・研究および運営に関し、学長が必要と認める事項

(2) 各種委員会の役割

本学では、各種委員会として、教務委員会、教職課程委員会、学生部委員会、就職委員会、紀要委員会、国際交流委員会、実験領域に関する倫理委員会、図書館運営委員会、FD 推進委員会、自己点検・評価委員会を設置している。平成 26（2014）年度以前は、FD 推進委員会、自己点検・評価委員会、入学試験委員会は、学長直轄の組織として位置付けられていたが、平成 27（2015）年度の学校教育法の改正に伴い、教授会の下に各種委員会として位置付けられていた学生部委員会、就職委員会、紀要委員会、実験領域に関する倫理委員会、さらに、旧評議会の下部組織であった教務委員会、教職課程委員会、国際交流委員会と併せて学長の諮問機関である評議会の下に位置付けられることとなった。このことにより、教授会と各種委員会の役割が明確となり、学長のリーダーシップの下、円滑な大学運営が可能となった。

15. 自己点検・評価

15.1. 実施体制・方法

(1) 実施体制

本学では、九州女子大学学則第 2 条において、「本学は、その教育水準の向上を図り、本学の設置目的並びに社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。」と定めている。教育研究活動などの点検・評価の実施において円滑な運営を図るため、九州女子大学学則第 2 条第 2 項の規定に基づき、九州女子大学自己点検・評価実施規程を整備しており、副学長、学長特別補佐、学部長、図書館長、教務部長、学生部長および事務局長などで構成される九州女子大学自己点検・評価委員会を評議会の下に設置している。

また、必要に応じて、九州女子大学自己点検・評価実施規程第9条に基づき、九州女子大学自己点検・評価小委員会を設置し、審議、立案及び調整を行う体制をとっている。

(2) 実施方法

九州女子大学自己点検・評価委員会においては、毎年自己点検・評価報告書を作成することにより自己点検・評価に努めている。自己点検・評価報告書の作成にあたっては、教育研究活動や管理運営などの状況を自己点検・評価したうえで、評価項目に基づき、報告書の作成方針を定め、全学的な情報の交換および共通認識を図りながら、自己点検・評価活動や報告書を作成している。

15.2. 評価項目

現在、本学は公益財団法人日本高等教育評価機構に加盟しており、日本高等教育評価機構の大学評価において定められた以下の評価項目に基づき、自己点検・評価を実施している。

- ① 使命・目的等（使命・目的、教育目的）
- ② 学生（学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応）
- ③ 教育課程（卒業認定、教育課程、学修成果）
- ④ 教員・職員（教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援）
- ⑤ 経営・管理と財務（経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計）
- ⑥ 内部質保証（組織体制、自己点検・評価、PDCA サイクル）

15.3. 結果の活用および公表

毎年度作成する自己点検・評価報告書については、作成段階で全教職員から意見聴取を行うなど大学全体として組織的に取り組み、自己点検・評価の結果を共有している。平成26（2014）年度の公益財団法人大学基準協会による認証評価の結果、努力課題の一つとして、責任主体を明確にして、組織的内部質保証システムを確立するように指摘を受け、その改善策として、平成27（2015）年度より学部教育運営委員会の役割の明確化を図るとともに、各種委員会を評議会の下に置き、組織レベルの自己点検・評価活動を明確にした。

また、毎年度作成している自己点検・評価報告書や、令和元年度に策定した福原学園第3次中期計画計画（2019年度～2023年度）および毎年度策定する事業計画や事業報告については、本学のホームページに掲載し、広く社会に公表している。

16. 情報の公表

16.1. 情報の公表の方針

本学では、学生や保護者が適切に情報を得られるようにするとともに、学校教育法で定められている目的を達成するための公的な教育機関として社会への説明責任を果たすこと

に努め、学校教育法第 113 条および学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、本学ホームページ内の「情報公開」において、以下の情報を公表している。情報の公表に際しては、学生や保護者が求める情報を容易にかつ適切に得ることができるよう閲覧者の目線の立った公表を心掛けている。

本学はさらに、日本私立学校振興・共済事業団「大学ポートレート（私学版）」においても教育研究活動等の情報を公表している。その項目は、本学の特色、本学での学び、学生生活支援、進路・就職状況、様々な取組、学生情報、教員情報、基本情報となっており、「大学ポートレート（私学版）」を活用して受験生を主な対象として情報公表を行っている。

16.2. 情報の公表の内容

九州女子大学における情報の公開の内容を、

- ア 大学の教育研究上の目的に関すること
- イ 教育研究上の基本組織に関すること
- ウ 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績に関すること
- エ 入学者に関する受入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業または修了した者の数ならびに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること
- オ 授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること
- カ 学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること
- キ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること
- コ その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等)

の 10 項目に分けて示すと、以下のようになる。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

① 教育理念

基本理念、および活動理念を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/philosophy.html> トップ>情報公開>教育理念)

② 教育研究上の目的

九州女子大学の学部、学科の人材養成および教育研究上の目的を掲載する。

(http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/mokuteki_daigaku.pdf トップ>情報公開>教育研究上の目的)

イ 教育研究上の基本組織に関すること

① 組織図

学部、学科、専攻の組織図とともに、事務局の組織図ならびに組織内の役割分担を掲げる。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/organization.html> トップ>情報公開>組織図)

ウ 教員組織、教員の数ならびに各教員が保有する学位および学業に関すること

① 専任教員組織

事務局の組織図とともに、学部、学科の組織図を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/organization.html> トップ>情報公開>専任教員組織)

② 専任教員数・年齢構成

九州女子大学の専任教員数について、学部・学科、職位、男女別に年齢構成表を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/kyouinsuu.pdf> トップ>情報公開>専任教員数・年齢構成)

③ 研究者総覧

九州女子大学の専任教員（研究者）に関する教育研究活動の情報を掲載する。

(<http://wisdom.kwuc.ac.jp/kyoin/> トップ>情報公開>研究者総覧)

エ 入学者に関する受入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業 または終了した者の数ならびに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること

① アドミッション・ポリシー

九州女子大学全体および各学科のアドミッション・ポリシーを一覧表にて掲載する。

(http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/university_policy.pdf トップ>情報公開>アドミッション・ポリシー)

② 学生数（留学生数）・入学・収容定員

各学部・学科の学年ごとの学生数（留学生数）および入学定員、収容定員の情報を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/student.html> トップ>情報公開>学生数（留学生数）・入学・収容定員)

③ 入学者数推移

過去5ヶ年分の入学者数の推移を掲載する。

(http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/student_transition.pdf トップ>情報公開>入学者数推移)

④ 卒業者数・就職者数・進学者数・学位授与数

過去3ヶ年分の卒業者数（学位授与数）、就職者数、進学者数を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/R2sotsugyo.pdf> トップ>情報公開>卒業者数・就職者数・進学者数・学位授与数)

⑤ 学科別就職実績

最新の就職状況を掲載するとともに、過去6ヶ年分の教員採用試験合格者数を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/office/shushoku/jisseki.html> トップ>情報公開>学科別就職実績)

⑥ 教員採用試験合格状況

最新の教員採用試験合格者の状況について、都道府県別の合格者分布とともに掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/2020/11/post-1160.html> トップ>情報公開>教員採用試験合格状況)

オ 授業科目、授業の方法および内容ならびに年間の授業の計画に関すること

① カリキュラム・ポリシー

九州女子大学全体および各学科のカリキュラム・ポリシーを一覧表にて掲載する。

(http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/university_policy.pdf トップ>情報公開>カリキュラム・ポリシー)

② カリキュラムフローチャート

各学科のカリキュラムフローチャートのページを設け、当該年度入学生のカリキュラムを基にしたフローチャートを掲載する。

(http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/development_curriculum.pdf トップ>情報公開>カリキュラムフローチャート)

③ シラバス

授業科目名や担当教員、開講区分等から検索可能なシラバスの閲覧ページを設ける。

(<https://unipa.kyukyo-u.ac.jp/kwuc-uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml> トップ>情報公開>シラバス)

④ 年間授業計画

キャンパスカレンダーとして月ごとに授業計画や行事を掲載している。

(<http://www.kwuc.ac.jp/campus/calendar202203.html> トップ>情報公開>年間授業計画)

カ 学修の成果に係る評価および卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること

① ディプロマ・ポリシー

九州女子大学全体および各学科のディプロマ・ポリシーを一覧表にて掲載する。

(http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/university_policy.pdf トップ>情報公開>ディプロマ・ポリシー)

② 成績の評価

単位の認定について、本学学則を基に掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/gakusoku.pdf#page=7> トップ>情報公開>成績の評価)

③ 取得できる教育職員免許状

各学科において取得可能な教育職員免許状を一覧表にて掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/gakusoku.pdf#page=8> トップ>情報公開>取得できる教育職員免許状)

④ 卒業および学位

学部・学科ごとに卒業に必要な単位および卒業した者へ授与される学位を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/gakusoku.pdf#page=10> トップ>情報公開>卒業および学位)

キ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

① キャンパスマップ

九州女子大学のキャンパスについて、空中写真を用いて、わかりやすく掲載している。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/campusmap.html> トップ>情報公開>キャンパスマップ)

② 校舎等の耐震化率

日本私立学校振興・共済事業団の「私立学校校舎等実態調査」に基づき算出した耐震化率を掲載する。

(https://www.fukuhara-gakuen.jp/about/summary/f_aseismic.pdf トップ>情報公開>校舎等の耐震化率)

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

① 学納金

学科ごとの学納金を掲載するとともに、学納金納入の手順についても掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/campus/expenses.html> トップ>情報公開>学納金)

② 授業料減免に関する情報

九州女子大学独自の奨学金制度および九州女子大学以外の奨学金について掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/campus/scholarship.html> トップ>情報公開>授業料減免に関する情報)

③ 施設使用料に関する情報

施設使用に関する事項として、使用時間、使用料の徴収および使用料の返還について掲載する。

(http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/institution_charge.pdf トップ>情報公開>施設使用料に関する情報)

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

① 学生相談

「ハラスメント」、「犯罪被害者にならないために」、「カウンセリング」の項目ごとに相談窓口の連絡先等を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/campus/consultation.html> トップ>情報公開>学生相談)

② 保健室

福原学園保健センターの連絡先、利用時間等を掲載する。

(<https://www.fukuhara-gakuen.jp/hoken/index.html> トップ>情報公開>保健室)

③ 就職なんでも相談窓口

就職や進路の相談、履歴書の添削、面接練習などに関する「就職なんでも相談窓口」について掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/campus/room.html> トップ>情報公開>就職なんでも相談窓口)

④ 障害のある学生の修学支援について

障害のある学生の受け入れの基本方針および合理的配慮について掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/2021/03/post-1168.html> トップ>情報公開>障害のある学生の修学支援について)

⑤ 資格取得支援プログラム

九州共立大学地域連携推進センターが開講する講座の受講に関する事項を掲載する。

(<http://f-longlife.jp/publics/index/15/> トップ>情報公開>資格取得支援プログラム)

⑥ 海外研修プログラム

海外協定締結校（姉妹校、協定校等）を紹介するとともに、毎年度の海外研修プログラムの内容を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/international.html> トップ>情報公開>海外研修プログラム)

⑦ 奨学金

九州女子大学独自の奨学金制度および九州女子大学以外の奨学金について掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/campus/scholarship.html> トップ>情報公開>奨学金)

⑧ 就職活動について

就職活動に関する年間スケジュールおよび就職対策講座について掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/office/shushoku/sc.html> トップ>情報公開>就職活動について)

コ その他

① 学則

九州女子大学の学則を掲載し、閲覧およびダウンロードを可能とする。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/regulations.html> トップ>情報公開>学則)

② 自己点検・評価報告書

毎年度の自己点検・評価報告書を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information.html> トップ>情報公開>自己点検・評価報告書)

③ 大学評価・認証評価

大学評価（認証評価）結果を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information.html#certificate> トップ>情報公開>大学評価・認証評価)

④ 設置認可申請書

設置認可申請書（基本計画書、設置の趣旨等を記載した書類）を掲載する。

(<http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information.html#ninka> トップ>情報公開>設置認可申請書)

17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

17.1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）の活動

本学では、評議会の下に「九州女子大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会」を設置し、建学の精神および教育理念に立脚した教育の質的向上に資するために組織的な研修および研究の取り組みを実施している。

(1) FD 研修会

教育活動に係る FD については、昨今、大学に求められている教育方法の工夫に対応した研修を効果的に実施する。研究活動に係る FD については、教員の研究活動の活性化に資するため、科学研究費補助金等の外部資金獲得に向けて参考となる内容の研修を実施している。

令和 3（2021）年度の FD 研修会は、全 2 回開催した。第 1 回 FD 研修会は、令和 3（2021）年 9 月 3 日に「研究活動に関する事項について」をテーマとして開催した。内容は、コンプライアンス推進責任者である事務局長より、公的研究費の不正使用および研究不正防止について説明を行ったうえで、令和 3（2021）年 2 月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について、運用における改正点および運用上の注意事項等に関する文部科学省作成の動画を視聴するとともに、令和 4（2022）年度の科学研究費助成事業申請のポイントとして令和 3（2021）年度の科研費獲得教員が事例紹介を行った。第 2 回 FD 研修会は、令和 3（2021）年 11 月 25 日に「教育活動に関する事項について」をテーマに開催した。内容は、ICT を利用した授業改善、および、大学教育の質向上を目指した教育活動の推進を目的に、遠隔（オンライン）授業導入による教育方法の改善、学修成果の評価方法等について、学内教員 3 名が自らの実践に基づく事例を紹介した。

(2) 授業フィードバック・アンケート

教育内容・方法の改善および水準の向上への取り組みとして、本学では学生による授業フィードバック・アンケートを継続して実施している。授業フィードバック・アンケートは、前期・後期それぞれ 1 回、全教員・全授業に対して実施し、その結果は各授業担当者にフィードバックされている。その評価を踏まえた授業改善については、集計結果を基に所見票の提出を義務化し、集計結果と併せて図書館で公開している。この仕組みにより、各授業担当者が教育内容・方法の改善および学習指導等の改善に取り組んでいる。また、授業フィードバック・アンケートによる教育改善を補完するための方策として、事前に任意の様式にて中間アンケートを行うこととし、授業期間途中での学生からの授業に対する意見・要望等を徴することで、早期に授業の振り返りおよび改善を可能とし、即座に授業展開へのフィードバックを可能とする。

(3) 授業相互参観

授業相互参観は、「見て学ぶ」教員相互の授業参観や参観後の検討会等を通して、具体的な授業の進め方や指導法等を共有し、授業改善につなげることを目的として実施する。授業の公開者および参観者は、専任教員全員を対象とする。実施方法については、各教員より公開する授業科目を一科目集約のうえ、集約した科目の中から参観したい授業科目の

希望を募り、一授業あたりの参観者が一定数を超えないよう、教員からの希望を基に FD 推進委員会で調整を行う。参観する授業科目が確定した後、公開者と参観希望者とで調整を行い、授業参観実施日時を決定する。なお、授業相互参観の期間は 4 週間程度、公開は原則 1 回とする。参観者は参観後 1 週間以内に相互授業参観報告書を公開者に提出する。

17.2. スタッフ・ディベロップメント (SD) の活動

(1) 学内研修会の実施

大学運営の強化を図るため、本学職員として必要な知識・技能、および資質の向上をもって、教職協働の実現と運営能力の意識向上に資することを目的に、学内全体 SD 研修会を実施する。また、学内の直面する課題や職員の養成に係るワーキンググループ等による協議や活動をとおした、課題解決や知識・技能の習得を目的とする個別 SD 研修会を実施している。

(2) 学外研修会への参加

大学職員として、実務知識の習得、能力・資質の向上を図るため、日本私立大学協会をはじめとする各分野の研修会への派遣・オンラインセミナー等を活用した職員の養成を実施する。

(3) 研修の情報共有と連携

研修会参加者の復命書（参加報告）により各課で報告会を行う。また必要に応じて、事務連絡会または事務局全体で報告会を行うとともに、研修資料は閲覧し活用が可能となるよう各課で保管する。

18. 社会的・職業的自立に関する指導等および体制

18.1. 教育課程内の取組について

本学では、学生が学修目標を持ってキャリア形成ができるように、学生一人ひとりに適した就職支援を行い、社会の期待に応えられる人材を養成している。また、本学での学生生活および学生支援に対する満足度を高めるとともに、本学独自の学士力の向上に努め、卒業後 3 年以内の離職者数の減少と就職先での定着度を高めることを目的としている。

18.1. 教育課程内の支援体制

平成 29 (2017) 年度より、キャリア支援教育科目として「キャリアデザイン」を再構築し、学生それぞれが描いている目標、進路を実現するため体系的な指導を行っている。さらに、学生の意主体的な学びを促進し、学生の修学意欲の向上を図るため、新たに学修ポートフォリオを導入するとともに、学生個人に寄り添った修学支援を行うことを目的として 1 年次から 3 年次に新たに「キャリア基礎演習」を配置し、社会で活躍できる汎用的能力を涵養するために社会人基礎力の理解と修得を目指すこととする。併せて、2 年次よ

り、学生独自の目標、希望進路、専門性に基づく指導を展開し、学生自身が継続的・体系的に自身のキャリア形成を学び構想する機会を担保する。

18.2. 教育課程外の取組について

本学は、幼児教育者や学校教員等を目指す学生に現場経験を積ませるため、グリーンティーチャー等として、幼稚園・保育所、小学校、特別支援学校等に数多くの学生を派遣している。グリーンティーチャーのグリーンとは、「緑の、未熟な、未経験の、元気のいい、若々しい、新鮮な」という意味を含んでいる。教育現場等において、園児や児童の指導補助・学習支援等を通して、学生の実践力を身に付けることを目的とする。具体的には、教育実習前後の2年次後期から卒業までに、学習支援ボランティアとして派遣し、活動を行う。幼稚園や保育所、小学校等で幼児、児童と関わることで、コミュニケーション力や豊かな人間性を育むとともに、実践力を身に付けることが可能となる。また、地域の教育委員会主催の教員養成講座等へ積極的に参加することによって、教育職の魅力を伝え、即戦力となる人材を育成することができる。

また、進路に係る支援として、学生の就職活動を支援するキャリア支援課において、3年生を対象とした就職ガイダンスをはじめ、マナー講座、キャリアカウンセラー相談、3年生全員を対象とした個人面談等を企画・運営している。キャリア支援課では、キャリアカウンセラーを含む就職担当のスタッフは当該個人データに基づいた現状把握を行ったうえで、窓口へ相談に訪れた学生に対して的確かつ丁寧な進路指導を行っている。相談に来ない学生に対しては、担当スタッフがメールや電話で状況確認を行い、学科の担当教員との間で情報共有等の連携を図りながら就業意識の向上に努めている。

18.3. 適切な体制の整備について

(1) 学内全体の取り組み

九州女子大学では、学生における社会的および職業的自立を図るために必要な能力の育成に向け、1年次から社会人基礎力と教育者・保育者に必要な知識の習得ができるよう指導している。教育課程内においては、キャリアデザイン科目、インターンシップ科目、キャリア基礎演習科目、ゼミナール科目、日本語表現法科目を1年次から4年次へ配置し、入学直後から卒業後を見据えた指導を行う。教育課程外においては、学生部にキャリア支援課を設置するとともに、学生部長、各学科から学長が推薦する教育職員各1名、事務局長、キャリア支援課長および学長が必要と認めた職員とで構成される就職委員会において、就職指導、企業開拓ならびにその他就職に関する事項について審議し、実行している。

(2) 児童・幼児教育学科での取り組み

本学科は、教員養成を主たる目的とする学科として、学科の専任教員が一丸となり以下のような教職志望者の資質向上に向けた取り組みを行っている。

① 「スキルアップ講座F」「スキルアップ講座G」「スキルアップ講座H」「スキルアップ講座I」の取り組み

教育課程内に「スキルアップ講座F」「スキルアップ講座G」「スキルアップ講座H」「スキルアップ講座I」を配置し、2年次後期から4年次前期にかけて、小学校教諭および特別支援学校教諭を目指す学生の指導を行う。

具体的には、目指す教員像を明らかにするために、教職についての知識と理解を深め、教員に必要な資質・能力と自分自身の適性を結びつける。そして、現場での観察、学力向上や生徒指導上の諸問題等の今日的課題とボランティアや教育実習における自分自身の経験等を関連づけて、言葉で表現することができるように表現の技術について学ぶ。これを生かして小論文の作成、集団討論や面接、模擬授業を通して、わかりやすく相手に伝えることができる力を身に付けさせる。

② 学習支援ボランティア（グリーンティーチャー）

学生を学習支援ボランティアとして小学校に赴かせ、子どもたちの様子を見たり、授業の手伝いをさせていただいたりする中で、小学校教員を目指す学生の実践的指導力を育成する。この取り組みは、専任教員全員によって教育課程外に行い、2年次後期より実施するように計画する。

参加学生は、小学校に内諾を取り、原則週に1回程度、半日以上小学校を訪問しボランティアを行う。参加学生の活動内容は、授業補助を中心とするが、学校行事の準備・補助・片付け、休み時間等における子どもとのふれ合い、学級事務の補助等も想定している。参加学生に対しては、活動記録を作成し、提出する等、本学において継続的に指導を行い、教師を目指す学生の資質向上に資するようにする。なお、参加学生は、入学時から(財)日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」(学研災)ならびに「学研災付帯賠償責任保険」(学研賠)に加入しているので、この賠償保険を適用するようにする。

③ 教員採用セミナー

教員採用セミナーは、教員採用試験合格に向け、本学科の専任教員が教育課程外で行う取り組みである。①で述べた教育課程内で行う「スキルアップ講座F・G・H・I」の学修で身に付けた力の更なる向上を目指して、教員採用試験を受ける自治体別グループで行う取り組みである。具体的には、集団討論、面接、模擬授業、小論文等、自治体の試験内容に合わせた指導を行う。

④ キャリアインタビュー

学生のキャリア支援を目的として、1、2年次のアドバイザーおよび3、4年次のゼミ担当により行う面談である。具体的には、履修指導、進路指導、就職指導等について面談を行い、学修や進路についての支援を行う。また、大学生活についての相談や指導を行い、意欲の向上を図る。キャリアインタビューは、前期、後期の適切な時期に行い、学生の主体的な取り組みを支援する。なお、全専任教員で分担し、本学科の学生すべてを対象にして行う。

⑤ 教員採用試験説明会（各教育委員会）

県教育委員会、市教育委員会より教員採用試験担当の管理主事による教員採用試験の説明会を学内において行う。管理主事による県（市）の教育目標、求められる教師像、

近年の教員採用状況等についての講話は、説得的で学生の進路選択に貴重な機会となっている。